

〈副論文〉

# 『俱舍論』破我品和訳

——ブドガラ説批判の梵文和訳と真諦訳・玄奘訳の書き下し

武田 宏道

〈副論文〉

『俱舍論』破我品和訳

——プロドガラ説批判の梵文和訳と真諦訳・玄奘訳の書き下し

武田宏道

# 『俱舍論』破我品 目次

## 第一 總論 総じて我執を破す

### 第一節 我執の過失

第一項 解脱する道を説く教えは仏教以外には無い

第二項 理由：外道は離蘊の実我に執するから解脱できない

### 第二節 実我に執することを破す

第一項 問：なぜ離蘊の実我が存在しないといえるのか

第二項 論主答：実我の存在しない理由

第一目 実我は現量得・比量得でない

第二目 とくに五色根の比量得の説明

第三目 総結：五蘊を離れた実我は存在しない

## 第二 各論 個別に我を破す

### 第一編 犢子部のブドガラ説を破す

#### 序章 犢子部のブドガラ説

#### 第一章 ブドガラ説を破す

##### 第一節 理によって破す

第一項 ブドガラの体の仮有・実有という点から破す

第二目 論主問：体は実有か仮有か

第三目 実有・仮有の説明

第四目 実有あるいは仮有とする場合の過失

a1 犢子部問

a2 論主答

玄奘訳 冠導本 梵文 真諦訳

一五二中24 八左7 四六一2 三〇四上21

一五二中24 八左7 四六一2 三〇四上21

一五二中27 八左10 四六一4 三〇四上25

一五二中29 九右1 四六一5 三〇四上26

一五二下3 九右3 四六一7 三〇四中2

一五二下8 九右7 四六一11 三〇四中7

一五二下9 九右8 四六一12 三〇四中8

一五二下10 九右9 四六一13 三〇四中10

一五二下12 九左1 四六一14

一五二下10 九右9 四六一12 三〇四中9

一五二下10 九右9 四六一13 三〇四中10

一五二下12 九左1 四六一14

h1 実有の場合

c1 五蘊と異なる過

c2 プドガラが無常法になる過

c3 生因が無いならば無為法になる過

P 常住の実我を説く外道説と同じになる過

R プドガラが無用になる過

h2 仮有の場合：：我々も仮我は認める

第二項 プドガラの体と施設の依り所

第一目 犢子部の宗義

a1 正叙：：プドガラは現在の内身の有執受の諸蘊に依りて施設される

a2 論主破

b 問、「依」の意味は何か

h1 「縁じて」を意味する即ち縁じられた諸蘊にプドガラを施設する場合

：：プドガラが諸蘊を体とするので仮有になる

h2 「因りて」を意味する即ち諸蘊を因にしてプドガラを施設する場合

：：諸蘊を成因にするので仮有になる

a3 犢子部反論

h1 火依薪の喩による「依」の説明

c1 正叙：：火が薪に依るがごとくプドガラは諸蘊に依る

c2 火と薪との関係

P 火は薪を離れて存在しない

R 火は薪と不一不異なり

D3 不一不異の理由

c1 異なる場合

a2 一である場合

h2 プドガラと諸蘊との関係

c1 プドガラは諸蘊を離れて存在しない

c2 プドガラは諸蘊と不一不異なり

c3 不一不異の理由

d1 異なる場合

一五二下13 九左1 四六一15 三〇四中12

一五二下14 九左2 四六一16 三〇四中14

一五二下14 九左2 四六一16 三〇四中14

一五二下15 九左3 四六一16 三〇四中15

一五二下15 九左3 四六一16 三〇四中15

一五二下16 九左3 四六一17 三〇四中15

一五二下16 九左4 四六一18 三〇四中16

一五二下18 九左5 四六一19 三〇四中18

一五二下19 九左6 四六一20 三〇四中19

一五二下21 九左8 四六一21 三〇四中21

一五二下23 九左9 四六一22 三〇四中23

一五二下24 九左10 四六一21 三〇四中25

一五二下26 十右2 四六一13 三〇四中27

㊦一である場合の過失

第二目 論主が犢子部の宗義を破す

㊦㊦ブドガラは諸蘊に依りて施設される」の「依りて」(ブドガラと諸蘊との関係)について

㊦㊦火依薪の喩による犢子部説を破す

c 導入：論主と犢子部との問答 一五二下29 十右4 四六一5 三〇四中29

㊦㊦定義一、世間的通念による薪・火の定義に基づく場合：両者の体が異なり且つ無常になる

㊦㊦火依薪の説明

a1 所焼・能焼、薪・火の定義 一五三上3 十右7 四六一7 三〇四下4

㊦㊦火依薪の説明：薪に縁つて火が生じる 一五三上6 十右9 四六一9 三〇四下7

㊦㊦両者の体の同異：薪・火は異時に生じるから体が異なる 一五三上8 十左1 四五二10 三〇四下9

㊦㊦この説をブドガラ説に適用する：ブドガラは体が諸蘊と異にして無常になる 一五三上9 十左1 四六一二 三〇四下10

㊦㊦定義二、火が煖性、薪が地・水・風の三大であると考えられる場合：俱時生なるも体が異なる

㊦㊦火・薪の定義 一五三上11 十左3 四六一11 三〇四下10

㊦㊦「依」の意味の検討

e 導入 一五三上13 十左5 四六一14 三〇四下13

a1 理由一、薪が生因であることも不成立

a2 理由二、薪が施設因であることも不成立

㊦㊦依が所依あるいは俱生であるとの説をブドガラに適用する 一五三上16 十左7 四六一15 三〇四下15

a1 叙

㊦㊦ブドガラと諸蘊との体の異なる過失

㊦㊦ブドガラが無常になる過失

㊦㊦結：俱生・依止の義は非理なり

㊦㊦犢子部の説く「火が薪と異なるは不可なり」を破す

e 導入

a1 熱が煖である場合：薪は不熱のものになる 一五三上21 十右1 四六一18 三〇四下18

a2 熱が煖と合する場合：火と異なる薪も熱するものになる 一五三上22 十右2 四六一19 三〇四下20

a3 結：火が薪と異なるも過失はない 一五三上23 十右2 四六一19 三〇四下20

㊦㊦定義三、燃焼中の木のすべてが薪でもあり火でもあると考えられる場合：両者の体が同一になる 一五三上26 十右5 四六一20 三〇四下22

㊦㊦火・薪の定義および依の義：依の義が不成立 一五三上27 十右5 四六一21 三〇四下23

㊦㊦この説をブドガラ説に適用する：諸蘊そのものがブドガラになり、このようなブドガラは否定されない

↳結…薪に依つて火を施設するように、諸蘊に依つて実有のブドガラを施設することは不成立  
一五三上28 十一右7 四六一22 三〇四下24  
一五三上29 十一右7 四六一23 三〇四下25

b2ブドガラが諸蘊と不一不異である場合には、ブドガラは不可説法蔵でなくなる 一五三中2 十一右9 四六一23 三〇四下26  
↳梵文によれば↳b5ブドガラが諸蘊と異なると説くことができない場合には、ブドガラは不可説法蔵でなくなる

a2ブドガラの名称、「ブドガラは諸蘊に依りて施設される」と説く「施設」の所託

b 問 …このように説くことは不可能  
一五三中5 十一左1 四六一2 三〇四下29

b1 蘊に託する場合…仮我・積聚我になる  
一五三中6 十一左2 四六一3 三〇五上1

b2ブドガラに託する場合…ブドガラが諸蘊に依ると説くことに矛盾する 一五三中8 十一左3 四六一4 三〇五上3

b3 蘊があればブドガラを了得するので、蘊に依つて施設する、と説く場合 一五三上29 十一右7 四六一23 三〇四下25

### 第三項 認識対象としてのブドガラの点から破す

#### 第一目 犢子部の宗義

a1論主問  
一五三中12 十一左7 四六一8 三〇五上7

a2犢子部答…ブドガラは六識に識知される  
一五三中13 十一左7 四六一9 三〇五上8

a3論主問…その理由を問う  
一五三中13 十一左8 四六一9 三〇五上9

a4犢子部答…六識に識知される諸色などに縁つてブドガラの存在を知る  
一五三中14 十一左8 四六一9 三〇五上9

#### 第二目 論主…眼識などに識知される色などに縁つて認識主体としてのブドガラを了得することについて

a1比量によるブドガラの実有証明の過失  
一五三中18 十二右1 四六一12 三〇五上12

b1 標例…ブドガラは乳の如く仮有なり  
一五三中18 十一右2 四六一12 三〇五上13

b2 例喩…眼識が色を識知する時、乳を了得する  
一五三中23 十一右5 四六一15 三〇五上16

c1 乳などは色などの四境と一にも異にも非ず  
一五三中23 十一右6 四六一15 三〇五上16

c2 乳と色などの四境とが一・異でない理由を示す  
一五三中25 十一右7 四六一17 三〇五上18

b3 結…ブドガラは諸蘊の総聚に依つて施設する  
一五三中28 十二右9 四六一19 三〇五上20

a2六識に識知される諸色と識知する能了の識という点から破す

b 問  
一五三中25 十一右7 四六一17 三〇五上18

b1ブドガラを了得する因が諸色である場合…ブドガラが色と異なる過  
一五三中28 十二右9 四六一19 三〇五上20

b2 諸色を了得する時にブドガラを了得する場合の能了の識

c 問…同一の識か異なる識か  
一五三中2 十一左1 四六一21 三〇五上22

c1 色を了得する能了と同一の能了がブドガラを了得する場合

d1ブドガラの体が色と同一になる過失  
一五三中3 十一左3 四六一22 三〇五上24

b2 プドガラを色に即して施設する過失

一五三下4 十二左3 四六三22 三〇五上25

c3 プドガラと色との分別の無い過失

一五三下5 十二左4 四六三23 三〇五上25

c2 色を了得する能了とは異なる能了がブドガラを了得する場合：ブドガラが色とは異なる過失

一五三下8 十二左6 四六四2 三〇五上29

c3 色を了得する能了とブドガラを了得する能了との一・異が不可説である場合

一五三下10 十二左8 四六四3 三〇五中2

### 第二節 経によって破す

第二項 プトガラを不可説法蔵とする説を破す

…「色は無我なり」と経(第一経)に説くので、プトガラが可説になる

一五三下12 十二左10 四六四4 三〇五中5

第二項 再び、プトガラが六識に識知されることを破す

第一目 識の所縁縁の点から、眼識がプトガラを了得する場合の失を挙げる

a1 所縁縁になるもの

b 問：…プトガラを了得する眼識は何に縁って生起するか

一五三下14 十三右1 四六四7 三〇五中7

b1 色に縁る場合：…プトガラは眼識の所縁にならないので了得されない

一五三下15 十三右2 四六四8 三〇五中8

b2 プトガラまたは両者に縁る場合

c1 「識は眼・色などの二に縁って生ず」と説く経(第二経)に反する

一五三下20 十三右6 四六四9 三〇五中10

c2 「眼が因、色が縁になって識は生ず」と説く経(第三経)に反する

一五三下21 十三右7 四六四11 三〇五中12

c3 プトガラが所縁縁になる場合、「識を生じる因・縁は無常なり」の経(第四経)に反する

一五三下23 十三右8 四六四13 三〇五中15

…プトガラは無常に非ず

一五三下25 十三右10 四六四14 三〇五中16

a2 転計、所縁縁にならない場合、識に識知されない

一五三下27 十三左2 四六四15 三〇五中17

第二目 プトガラが六識のすべてに識知される場合の失

一五四上1 十三左4 四六四17 三〇五中20

a1 違宗、プトガラは色などと不一不異なりとの宗に反する

一五四上6 十三左8 四六四20 三〇五中25

a2 違経

一五四上1 十三左4 四六四17 三〇五中20

b1 根は各々自境を取ると説く経(第五経)に反する

一五四上6 十三左8 四六四20 三〇五中25

b2 転計、経説に随う場合

一五四上6 十三左8 四六四20 三〇五中25

c1 プトガラは五根の境にならないので六識に識知されない

一五四上6 十三左8 四六四20 三〇五中25

① 犢子部：…六生喻経に基づいて五根も他根の境を取ると解す  
 ② 論主が経を通ず

…：独りの意識は法境のみを取るの、「各別の境」と説かれた

第三目 プトガラは所通達法・所遍知法に含まれないから六識の所識でもない

a1 経説(第六経)

a2 プトガラは所通達法・所遍知法のなかに説かれない

a3 プトガラは識によって識知されない

第四目 「眼がプトガラを見る」ことの意味

① 見られるプトガラは色蘊などに附された名称であるから、仮説なり

② プドガラは五蘊に仮説されると説く経(第七経)を示す

a3 結 一五四中6 四六五16 冠十五右2

第三項 プドガラの実有を破す

第一目 一切法は十二処に摂まると説く経に反する

① 有部所誦の経(第八経)

a2 犢子部所誦の経(第九経)

第二目 我・我所の体は無いと説く経(第十経)を示す

第三目 諸蘊に有情という名称を立てると説く経(第十一経)を示す

第四目 プトガラの体は無いと説く経(第十二経)を示す

第五目 執我の五失を説く経(第十三経)を示す

### 第三節 プトガラについての犢子部と論主との論争

第一項 上掲の経を聖教量と認めない犢子部の説を破す

第二項 プトガラは認識対象として説かれないから存在しない

第一目 一切法はプトガラと不一なるゆえ非我なり、との説を破す

…：プドガラは法境に摂まらないので意識の所識にならない

第二目 想顛倒などの対象(非我の蘊・処・界)を説く経(第十四経)を示す

第三目 等随観見の対象(五取蘊)を説く経を示す

第四目 憶念の対象(五取蘊)を説く経を示す

一五四上7 十三左9 四六四21 三〇五中26

一五四上10 十四右1 四六四23 三〇五中28

一五四上14 十四右5 四六五3 三〇五下4

一五四上19 十四右9 四六五6 三〇五下9

一五四上20 十四右10 四六五7 三〇五下10

一五四上21 十四左1 四六五7 三〇五下11

一五四上25 十四左3 四六五9 三〇五下14

一五四中7 十五右3 四六五17 三〇五下25

一五四中10 十五右5 四六五19 三〇五下26

一五四中13 十五右7 四六五20 三〇六上1

一五四中16 十五右10 四六五22 三〇六上3

一五四中22 十五左5 四六六5 三〇六上7

一五四下2 十六右2 四六六10 三〇六上16

一五四下5 十六右4 四六六16 三〇六上19

一五四下12 十六右10 四六六23 三〇六上28

一五四下16 十六左3 四六七2 三〇六中2

一五四下20 十六左6 四六七5 三〇六中6

一五四下23 十六左9 四六七7 三〇六中8

第三項 犢子部の反論を会通する

第一目 「我れは宿世に色などを有せり」と説く経文の解釈

a1 犢子部：「我れ」はブドガラを指す

a2 論主：過去世の多利那にわたる相続のうえに我を仮説する

b1 有情が宿世に色などを有したことを示す

b2 ブドガラが色などを有するとするならば、有身見になる

b3 結色などを有する「私」は仮我である

第二目 一切智者が一切法を知る方法

a1 犢子部：ブドガラが無ければ仏陀は一切法を知ること不可能

a2 論主、仏陀は相続身中に自在に遍知する機能があるので一切智者なり

a3 相続身中に一切法を知る機能のある根拠

説一切有部俱舍論 卷第二十九

阿毘達磨俱舍論 卷第三十 破執我品第九之一

第三目 重担を荷う者がブトガラである、と説く経について

a1 犢子部：「重担を荷うものがブトガラであるゆえ、ブトガラは実有

a2 論主

b1 論主難：不可説であるブトガラを能荷者と説く失

c1 ブトガラが不可説でなくなる

c2 重担を取るもの(渴愛)も蘊の撰でないことになる

b2 論主釈経

c1 経文はブトガラが施設有であることを示す

c2 五蘊を重担を荷う者と名づける理由

第四目 化生を撥無することは邪見である、と説く経について

a1 犢子部、経を引く

a2 論主破

b1 化生有情は五蘊であり、ブトガラではない

b2 ブトガラを撥無する邪見は存在しない

第五目 「一のブトガラが生じる」と説く経について

a1 「一のブトガラ」と説く点についての論主破

…五蘊の総聚を一のブトガラと説く

一五四下25 十六左10 四六七9 三〇六中10

一五四下26 十七右1 四六七10 三〇六中11

一五四下27 十七右2 四六七10 三〇六中12

一五四下29 十七右4 四六七11 三〇六中14

一五五上1 十七右4 四六七13 三〇六中14

一五五上3 十七右6 四六七14 三〇六中16

一五五上12 十七左4 四六七20 三〇六中24

一五五上23 一右6 四六八1 三〇六中27

一五五上26 一右8 四六八4 三〇六下2

一五五中1 一右9 四六八4 三〇六下2

一五五中4 一右11 四六八5 三〇六下3

一五五中8 一左3 四六八7 三〇六下7

一五五中9 一左5 四六八9 三〇六下8

一五五中11 一左6 四六八9 三〇六下9

一五五中14 一左9 四六八12 三〇六下13

一五五中17 二右1 四六八14 三〇六下16

22 「プトガラが生じる」と説く点について論主破：…生じるものは有為法であるからプトガラも有為法になる

b1 論主破、非有為法非無為法であり蘊と不一不異であるプトガラを破す

c1 非有為法非無為法としてのプトガラを破す

d1 論主難：…プトガラは生じるので有為法になる

一五五中19 二右3 四六八16 三〇六下20

d2 犢子部救：…プトガラが生じるとはプトガラが別蘊を取ることである一五五中20 二右4 四六八16 三〇六下21

d3 論主破

a1 經によつてプトガラが別蘊を取ること破す

一五五中25 二右7 四六八19 三〇六下25

f1 「作者は認められない」と説く勝義空經

一五五中28 二右10 四六八22 三〇六下29

g2 「能取者は無い」と説く頗勒具那經

一五五下1 二左1 四六八23 三〇七上3

g3 所説の喩を破す

f2 作者となる体に関して：プトガラ・心心所・身のいずれも作者にならない

一五五下1 二左1 四六八23 三〇七上3

g3 特に身について

a1 所取・能取に関して：…明論などと身体とは異なる

一五五下4 二左4 四六九2 三〇七上6

g3 老人・病人は刹那ごとの身体の別異に過ぎない

一五五下5 二左4 四六九12 三〇七上6

g3 譬喩として不成立

一五五下6 二左4 四六九4 三〇七上8

g3 蘊と不一不異なものとしてのプトガラを破す

d1 転救、プトガラが不生であれば、プトガラは蘊と異なり、常住法になる一五五下6 二左6 四六九5 三〇七上8

d2 再び、一のプトガラと説く点について

e1 プトガラが一であれば、プトガラは諸蘊と異なる

一五五下7 二左6 四六九6 三〇七上10

g3 プトガラが蘊と同一なものになる失を示す

一五五下8 二左7 四六九6 三〇七上11

第六目 仏の不記を説く經について

a1 命者についての無記(第十三・十四句)を会通す

b1 仏の不記の意図を釈す

c1 「命者即身」についての不記を釈す

一五五下12 二左10 四六九8 三〇七上14

d1 犢子部が經によつて「プトガラ即諸蘊」を難す

一五五下12 二左10 四六九8 三〇七上14

d2 論主、答

e1 命者が存在しないから不記

一五五下13 二右1 四六九9 三〇七上15

g3 古昔の諸師の問答を挙げて犢子部の難を遮す

一五五下17 二右4 四六九12 三〇七上18

g3 「命者都無」についての不記を釈す

一五五下29 二左4 四六九23 三〇七中3

d1 犢子部問

一五五下29 二左4 四六九23 三〇七中3

d2論主答

e1 都無と記せば問者が邪見に墮する

e2 正法を受ける器でないから仮有とも説かない

b2 不記が理にかなうことを経・頌を引いて証す

e1 経を引いて常見・断見に墮することを示す

e2 頌を引いて、我の有無を記さない理由を示す

e3 撰頌を掲げる

ii 命者と身との一異を記さない理由：命者が存在しないから

d2 命者都無と記さない理由

e1 仮我を撥無するから命者都無と説かない

e2 正法の器でないから仮の命者を説かない

d3 問者の意樂を觀待するから命者の有無を論じない

a2 世間にこゝの無記

b1 世間は常住なり等の無記(第一一四句)を会通す

c 総説

e1 我が世間であると執する場合

e2 世間は生死の有情であると執する場合

e3 結

b2 世間は有辺なり等の無記(第五一八)を会通す

a3 如来死後有り等の無記(第九一十二句)を会通す

b1 正叙、問者の意樂を觀待するから不記

b2 プトガラ論者の過失を挙げる

e1 論主反詰：プトガラが死後有るとなぜ記されないか

e2 犢子部答：常住の過失に墮するから

e3 論主反論：未来世・過去世についての記説も常住の過失に墮することになる 一五六中17 五右10 四七11 三〇七下15

e4 論主破：救を挙げて破す

ii プトガラを見ないという場合

d2 プトガラを見るが記さないという場合

d3 プトガラは見・不見とも説くべきでないという場合

第七目 我無しと執すれば悪見処に墮すると説く経による犢子部説を破す

一五六上1 三左5 四六九23 三〇七中3  
一五六上3 三左7 四六九24 三〇七中6

一五六上5 三左8 四七〇1 三〇七中7  
一五六上12 四右3 四七〇6 三〇七中14

一五六上17 四右7 四七〇11 三〇七中19  
一五六上19 四右7 四七〇12 三〇七中21

一五六上22 四右10 四七〇15 三〇七中24  
一五六上24 四左2 四七〇17 三〇七中26

一五六上26 四左4 四七〇19 三〇七中28  
一五六上27 四左4 四七〇19 三〇七中28

一五六上28 四左5 四七〇20 三〇七中29  
一五六中4 四左10 四七一3 三〇七下5

一五六中6 五右1 四七一4 三〇七下6  
一五六中12 五右6 四七一7 三〇七中12

一五六中15 五右8 四七一10 三〇七下14  
一五六中16 五右9 四七一11 三〇七下15

一五六中19 五左2 四七一14 三〇七下19  
一五六中22 五左4 四七一15 三〇七下22

一五六中23 五左5 四七一16 三〇七下23

a1 犢子部宗義 一五六中24 五左6 四七117 二〇七下26

a2 論主破

b1 この経は有我を示すためではなく、断・常の両辺を離れるために説かれた 一五六中26 五左7 四七118 三〇七下28

b2 阿毘達磨論師説を引いて上述のことを証す

a1 犢子部宗義

一五六中27 五左8 四七119 三〇七下28

a2 論主破

b3 論主が「流転生死」の正義を叙す

一五六下2 六右1 四七122 三〇八上2

第九目 プトガラは昔の自分と今の自分との同一性を保つという反論を破す

一五六下6 六右5 四七111 三〇八上8

a1 犢子部宗義

一五六下7 六右5 四七112 三〇八上8

a2 論主破

b1 今昔に通じるプトガラを破す

一五六下9 六右7 四七113 三〇八上11

c1 前後に通じるプトガラは常住になる

一五六下10 六右9 四七115 三〇八上13

c2 正義を述べて経意を通じる

一五六下11 六右9 四七115 三〇八上14

b2 真実我の存在を破す：…実有のプトガラがあれば、仏も我執を起こすことになる

一五六下13 六右10 四七116 三〇八上16

c1 正破

一五六下19 六左5 四七110 三〇八上21

c2 実我に対しては我執が生じないという反論を破す

一五六下21 六左7 四七111 三〇八上23

第四節 結、総じてプトガラ説の過失を示す

第三章 実我に執する者を破す

一五六下24 四七112 六左9 二〇七下25

第二編 語典家の我説を破す

一五七中7 四七114 八左1 二〇八上6

第三編 勝論の我説を破す

一五七下26 四七11 十左1 二〇九下23

## 第三 結論、無我の勧め

一五九中9 四七八13 十五左4 二〇九下10

『俱舍論』破我品和訳

——ブドガラ説批判の梵文和訳と真諦訳・玄奘訳の書き下し

## 凡例ならびに略号など

文中、上段は玄奘訳の書き下し文、中段は梵文和訳、下段は真諦訳の書き下し文である。

目次の下に付した漢数字・半角算用数字は文献の所在個所を示し、最初に玄奘訳の大正二九卷の頁・段・行、つぎに冠導本『俱舍論』の丁・行、つぎに梵文のプラダン本の頁・行、最後に真諦訳の大正二九卷の頁・行を記す。

梵文和訳と漢文の書き下し文には、本文解説のために参照した文献名を表示する。この場合、参照した諸註釈を、補訳のときには括弧「」の内に、同義語を示すときには括弧（）の内に語や文を補い、その語や文のあとに、つぎの略号によって参照した文献名を記した。その際に用いた略号はつぎのとおりである。

Sk…『俱舍論』梵文、チ…チベット訳、真…真諦訳、玄…玄奘訳、冠…『冠導本俱舍論』頭註

V…『称友釈』、M…『満増釈』、G…『光記』、B…『宝疏』

〈例〉これら「の煩惱」によって解脱(悟りを得ること)から遠ざけられる「と世親は説く」。

この文中の略号の示す内容はつぎの通りである。

「」内の「煩惱」は『称友釈』『満増釈』によって補い、（）内の「悟りを得ること」は「解脱」と同義であり、これは『光記』『宝疏』による補訳であり、「世親は説く」は私見による補訳である。

玄奘訳・真諦訳の漢文の書き下しに際しては、なるべく助詞を補った。とくに主格を示す「は」「が」は、文体上からは、ぎこちなくなることもあっても、意味の把握を優先させて補った。そういう意味では、主格を示す「の」は主格を示すことが明白にわかるもの以外は、使用しないようにした。また、「可」「令」などの、通常は仮名にする助詞などを、意味が把握し易いように、漢字のままにした箇所もある。

# 第一 総論 総じて我執を破す

## 第一節 我執の過失

第一項 解脱する道を説く教えは仏教以外には無い 一五二中24

〈問〉此〔の牟尼の教説〕を越えて余に依るに、  
豈に解脱無からんや。  
〈論主答〉理として必ず有ること無し。

ところで、こ〔の牟尼の教説〕による〕以外に  
解脱〔への方便〕は全く存在しないのか。  
存在しない。

八左 四六一2 三〇四上21

此の〔牟尼の教〕法を離れて、余法に於いて  
解脱を得ること無しと為んや。  
無し。

第二項 理由：・外道は離蘊の実我に執するから解脱できない

〈問〉所以は何ん。  
〈論主答〉〔諸邪外道は〕虚妄の我執に迷乱せ  
らるるが故なり。  
謂はく、此の〔仏〕法〔以〕外〔の邪外道〕の  
諸々の所執の我は、〔五〕蘊の相続に即して仮立  
するに非ず。

何故にか。

〔邪外道たちは〕虚妄な実我見に執著する  
からである。

じつに、彼ら〔邪外道たちは〕は〔五〕蘊の相続そ  
のものに我を施設する、と確定しない。

一五二中24 八左 四六一2 三〇四上21

云何が此くの如きなるか。  
非如の我見が心に於いて証すがすが故な  
り。  
何を以つての故なるか、といふに、彼の人は、五  
陰の相続の中に於いて、我の言を仮立せざるが故  
なり。  
何を由と為るか。

眞実の離蘊の我有りと執す。

故に「この」我執の力に由りて諸煩惱が生じ、三有に輪廻す。

「故に、実我を説く外道の法に依らば」解脱す容きこと無し。

「邪外道たちは五蘊以外の」別個な実物そのものを実我と妄計する。

そこで、すべての煩惱が「この」実我への執著、から顕在化する、ということになる。

「それゆえ（仏教以外の）他の〔教説による〕場合には、解脱は存在しない。V.II」

彼れは、「五陰を離れた」別の実物有るものと名づくこと分別す。

一切の惑\*は我執を以つて生の本と為す。

\*「惑」S.P. II 「或」正

故に、「仏法以外の」余法に於いては解脱する義無し。

## 第二節 実我に執することを破す

第一項 問：…なぜ離蘊の実我が存在しないといえるのか 一五二中27 八左10 四六一4 三〇四上25

何を以つて証と為して、諸々の我の名は、唯だ蘊の相続を召（よ）び、「蘊の相続を離れて」別に我の体を目（さ）すに非ざることを知るや。

また、我と詮表する（我を施設する）このことは、「五」蘊の相続そのものについていわれ、「五蘊の相続を離れて考えられた」他の詮表されるものについて「いわれるの」ではない、というこのことが、どのようにして認められるのか。

云何が、此くの如く、但だ五陰の相続の中に於いて、仮りに我の言を起こし、余の「別の実物有る」義に於いて「我の言を起こすに」非ず、と知ることを得んや。

## 第二項 論主答：…実我の存在しない理由

第一目 実我は現量得・比量得でない 一五二中28 九右1 四六一5 三〇四上26

彼（の外道）の計する所の離蘊の我の中に於いて、眞実の現〔量〕・比量有ること無きが故〔に離蘊の我無き〕なり。

「離蘊の実我についての」現量も比量も存しないから「離蘊の実我は存在しないの」である。

我は証・比の二量の所知に非ざるに由るが故なり。

謂はく、若し我の体に「蘊を離れて」別に実物有りて、余の有法の如きにして、若し「得せらるることを」障ふる縁無くんば、応に、「そは」現量の得なるべし。

〔例へば〕六境・意〔根〕の如し。

或いは「現量の得に非ざれば」、そは「比量の得なり」。

〔例へば〕五色根の如し。

## 第二目 とくに五色根の比量得の説明 一五二下<sub>三</sub> 九右<sub>三</sub> 四六一<sub>一</sub> 三〇四中<sub>二</sub>

〔一般論〕五色根が比量にて得せらるると言ふ〔は次の如し〕。世〔間〕にて、衆縁有りと雖も、別縁を欠くに由りて果の便ち有るに非ざれども、〔別縁を〕欠かざれば便ち〔果の〕有ることを現見するが如し。

〔例へば〕水・土等の衆縁有れば、別縁なる「<sub>レ</sub>」種が芽を生ずるが如し。

〔五色根の場合〕是くの如きは亦た見る、〔即ち、〕顯現せる境と作意等との縁有りと雖も、諸々の盲・聾と不盲・〔不〕聾等とは識が〔各々〕起らるることと起るることとがあり、と。

或る諸法が存在する場合、「近すぎることや遠すぎることを」、了得される「<sub>レ</sub>」際の「礙げが存在しないならば、これら〔諸法〕は現量によって了得される」。

例えは、「存在する」六境・意〔根〕が「現量によって了得される」ように、である。

そして、「現量が転起しない時には」、存在するこれら諸法は「比量によって〔了得〕される」。

例えは、「眼等の」五根が「比量によって了得される」ように、である。

こ〔の五色根〕についての比量はつぎのとおりである。「或る」因が存在しても、別個な因の存しないときには果の存しないことが現見され、そして他方、「別個な因の」存するときには〔果の〕存する〔ことが現見される〕。

例えは、「土・水などの因が存在しても、種子の特相をもつ別個な因の存しないときには芽と称される果が存しないし、種子の存する時には芽が存する「<sub>レ</sub>」、という」芽〔の存在・非存在〕のようである。

そして、顯現〔すなわち現在前〕している〔色などの〕境と〔それから生じた〕作意という因が実存在する場合でも、なおかつ盲者・聾者などには「眼識などが」境を認取す

余法は、若し実有にして若し「知らるること」の障礙無くんば、必ず定んで証量に由りて知ることを得。

譬へば、六塵と及び心との如し。

或いは「証量に由りて知られざれば、そは」比量に由りて知ることを得。

譬へば五根の如し。

此の中、此くの如き比知す。若し因縁有るも、余の因縁有らざれば見る事は生ぜず。若し〔余の因縁〕有れば、則ち見る事は生ず。

色塵等の「所」縁あるも、若しくは能く障礙する法を具有すると、若しくは悉く盲・聾等有らざる人と、及び非盲聾等人は色等の塵に於いて、眼等の識が生ぜざることと生ずること「有るが」故

〔故に〕別縁には欠・不欠有り、と定んで知る。

此の別縁とは即ち眼等の根なり。故に、根は有り、と知る、是くの如きを名づけて、色根が比量にて〔得せらる〕と為す。

第三目 總結……五蘊を離れた実我は存在しない 一五二下<sup>8</sup> 九右<sup>1</sup> 四六一二 三〇四中<sup>1</sup>

離蘊の我に於いて〔現・比の〕二量〔にて得ずること〕都て無し。此れに由りて、真我の体の無きことを証知するなり。

ることの存しないことが現見され、そして〔他方〕、非盲者・非聾者などには〔境を認取することの〕存する〔ことが現見される〕。

それゆえ、この場合にも〔自体の不損傷といふ別個な因が〔前者のように〕存しないことと、〔後者の認取するときのように〕存することとが確定される。

そして、凡そこの別個な因であるもの、これは〔眼などの〕根である〔から、根は存在する〕、というそのことが比量〔によって知られるの〕である。

なり。

比量にて、別の因が有らざると有るとの義ありと得可し。

別の因とは、即ち是れ眼等の根なり。

〔蘊を離れた〕実我については、このような〔現量によつても比量によつても得される〕ことが存在しないから、我は存在しない。

此くの如き証量と及び比量とが、我に於いて有らざるが故に、是の故に、決定し我無しと説く。

## 第二 各論 個別に実我説を破す

### 第一編 犢子部のブドガラ説を破す

#### 序章 犢子部のブドガラ説 一五二下<sup>6</sup> 九右<sup>8</sup> 四六一<sup>12</sup> 三〇四中<sup>8</sup>

然るに、犢子部は、補特伽羅有りて其の体は蘊と不一不異なり、と執す。

しかるに、犢子部の人たちは、ブドガラが存在し「その体は諸蘊と不一不異であるや」と認許する。

是れ跋私弗多羅部の所説は、必ず定んで我有りて、「其の体は」五陰と不一不異なり、となり。

# 第一章 プドガラ説を破す

## 第一節 理によつて破す

### 第一項 プドガラの体の仮有・実有という点から破す

#### 第一目 論主問：「体は実有か仮有か 一五二下10 九右9 四六一12 三〇四中9

此れ応に思扱すべし、「補特伽羅は」実〔有〕と為んや、仮〔有〕と為んや、と。

まず、つぎのことが検討される。彼らは「プドガラが」実物として「存在すると」認めるのか、あるいは施設として「存在する」「と認めるのか」か。

此れ宜しく応に簡扱すべしと言ふ、彼れは、実物に由るが故に有りと執せんと為んや、仮名有るが故に有り「と執せんと為ん」や。

#### 第二目 実有・仮有の説明

〈犢子部〉 実有と仮有との相の別は云何ん。

一五二下10 九右9 四六一13 三〇四中10

ならば、実物として「存在する」というこのことは如何なることか。あるいは、施設として「存在する」という「このことか」は如何なることか。

〔法は〕もし色などのように別個な（独立した）

存在体であるならば実物として「存在しや」、もし乳などのように「諸法の」聚集であるならば施設として「存在するや」。

〈論主〉 別〔個〕に事物有れば、是れは実有の相なり、色・声等の如し。但だ「諸法の」聚集して有れば、是れは仮有の相なり、乳・酪等の如し。

実有の相は云何、仮有の相は云何。

若し色等の如く別に有れば、実有物と名づけ、若し乳等の如く但だ聚集有なれば、仮名有と名づく。

### 第三目 実有あるいは仮有とする場合の過失

〔續子部問 一五二下<sup>22</sup> 九左<sup>1</sup> 四六一<sup>14</sup>〕

実〔有〕なりと計し〔或いは〕仮〔有〕なりと計するに各々、何の〔過〕失有るや。

論主答

〔実有の場合〕

〔五蘊と異なる過 一五二下<sup>13</sup> 九左<sup>1</sup> 四六一<sup>15</sup> 三〇四中<sup>12</sup>〕

〔補特伽羅は〕体が若し是れ実〔有〕ならば、〔補特伽羅は〕応に蘊と異なるべし。別の性有るが故なり。別々の蘊の如し。〔補特伽羅が諸蘊と異ならば、補特伽羅は諸蘊と不一不異なり、との宗義に違す。〕

ならば、この〔実物有あるいは施設有なる〕ことによつて何〔の過失〕があるのか。

まず、もし〔ブドガラが〕実物として〔存在する〕ならば、こ〔のブドガラ〕は、個別の自性があるから、諸蘊とは別ものであると説かれるべきである。〔例えば、五〕蘊が相互に別々であるように、である。〔ブドガラが諸蘊と異なるならば、ブドガラは諸蘊と不一不異なりと説く宗義に反する。〕

若し実物に由りて有れば、〔五〕陰と別の性なるが故に、応に〔五〕陰と異有りと説くべし。譬へば別別の〔五〕陰の如し。

〔ブドガラが無常法になる過 一五二下<sup>14</sup> 九左<sup>2</sup> 四六一<sup>16</sup> 三〇四中<sup>14</sup>〕

又た〔補特伽羅に色の如く〕、実の体有らば、必ず応に〔補特伽羅の生ずる〕因有るべし。

〔生因が無いならば無為法になる過〕

〔常住の実我を説く外道説と同じになる過〕

或いは〔因無くして実の体の有れば〕、応に是れ無為〔法〕なるべし。〔無為法なれば〕、便ち外道の見に同ずべし。

一五二下<sup>14</sup> 九左<sup>2</sup> 四六一<sup>16</sup> 三〇四中<sup>14</sup>

あるいは、〔実物として存在するブドガラに生因が無いならば〕、無為〔法〕になり、それゆえ、〔續子部の人たちは〕、外道の見という過失に陥る。

〔我が色の如く〕、必ず定んで須く、此の我には〔生ずる〕因あり、と説くべし。

若し因無くば、即ち是れ無為なるべし。則ち外論師の説に同ず。

㉔ブドガラが無用になる過 一五二下15 九左3 四六一16 三〇四中15

又た「無為法ならば、善などの生起に対して」  
応に用無かるべし。

「以上のこれら四失は」「皆な汝の宗に違す」

徒らに実有なりと執するのみなり。

そして「ブドガラが無為法であるならば善などが生じることに対して」「ブドガラは」用が無くなる「という過失に陥る」。

亦た「無為法なれば」別の用無かるべし。

㉕仮有の場合…我々も仮我は認める 一五二下16 九左3 四六一17 三〇四中15

「補特伽羅の」体が若し是れ仮「有」なれば、  
便ち我が説に同じなり。

あるいは、「ブドガラが」施設として「存在する」ならば、我々もまたそれと同じように説く。

若し汝が仮名有に由るが故に有り、と執すれば、此の説は最勝なり。我等も亦た此くの如く説く。

## 第二項 プドガラの体と施設の依り所

### 第一目 犢子部の宗義

㉖正叙…ブドガラは現在の内身の有執受の諸蘊に依りて施設される 一五二下16 九左4 四六一18  
我が所立の補特伽羅は、仁の徴する所の如き実  
有にも仮有にも非ず。

こ「のブドガラ」はじつに実物として存在するのでもないし、施設として「存在するの」でもない。

しからばいかん。

現在の内身の有執受の諸蘊に依拠してブドガラは施設される。

三〇四中15  
我れらの立つる我は有りて、実有に由らずして有り、と説き、亦た仮名有に由らずして有りと説く。  
此れは何すれぞ「有るや」。  
内の所取の現世の諸陰に約して、執説して我と為す。

但だ内の現在世に撰まる有執受の諸蘊に依りて  
補特伽羅を立つ可し。

㉗論主破

b 問、「依」の意味は何か 一五二下18 九左5 四六一19 三〇四中18

是くの如き〔説〕は謬言にして義に於いて未だ  
顕はれざれば、我れは〔此れを〕猶ほ了せず。  
如何なるを「依」と名づくるや。

さて、意味の不顕瞭なこの盲闇〔のよう、ヤ、〕  
な言葉は我々には理解しえない。  
この「依拠して」とはどういうことか。

今、此の別の言は義に於いて復た開顕せざれ  
ば、我れらの解する所に非ず。  
此の「約」の言は何義を顕すか。

二「縁じて」を意味する即ち縁じられた諸蘊にブドガラを施設する場合…ブドガラが諸蘊を体とするので仮有になる

一五二下19 九左6 四六一20 三〇四中19

若し、諸蘊を攪ることが是れ此の「依」の義な  
り、といはば、既に諸蘊を攪りて補特伽羅を成ず  
れば、則ち補特伽羅は応に仮有と成るべし。

もしこ〔の「依拠して」〕の意味が、諸蘊を縁  
じて、であるならば、こ〔の諸蘊の「集まり」〕  
そのものにおいてブドガラを施設することにな  
る。〔このようであるならば、ブドガラは施設有  
になる、ヤ、〕

若し〔約の〕義が此くの如く、諸陰を縁するこ  
となりと謂はば、諸陰の中に於いて仮名して我と  
説くこと〔即ち仮有なること〕、此の義、応に成ず  
べし。

〔例へば〕乳酪等は、色等を攪りて成じ、「是れ  
仮有なる」が如し。

例へば、色などを縁じて、こ〔の色などの集まり〕  
そのものにおいて乳を施設する〔けれども、色な  
どを離れて乳の存在しない、ヤ、〕がこときである。

譬へば、色等の物を縁じて、仮名して乳と説き  
〔是れ仮有なる〕が如し。

三「因りて」を意味する即ち諸蘊を因にしてブドガラを施設する場合…諸蘊を成因にするので仮有になる

一五二下21 九左8 四六一21 三〇四中21

若し、諸蘊に因ることが是れ此の「依」の義  
なり、といはば、既に諸蘊に因りて補特伽羅を立  
つれば、則ち補特伽羅は亦た〔前と〕同じき此〔仮  
有であること〕の失あり。

また、こ〔の「依拠して」〕の意味が諸蘊に縁  
つて、ということであるならば、諸蘊はブドガラ  
を施設する成因になるから、〔諸蘊そのものにお  
いてブドガラを施設することになるといふ、ヤ、〕  
前の〕その同じ過失になる。

復た次に、若し〔約の〕義が此くの如く、諸陰  
に因ることなり、と謂はば、故に、我は諸陰より  
成ると言ふ是れは、我の言の〔我を施設する〕因を  
説くが故に、此の執も亦た前と同じき失あり。

### 三 犢子部反論

二火依薪の喩による「依」の説明

二正叙…火が薪に依るがごとくブドガラは諸蘊に依る 一五二下23 九左9 四六一23 三〇四中23  
犢子部反論 是くの如く立てず。

こ〔のブドガラ〕はこのように施設されるので  
はない。

我れらは我は此くの如きならず、と説く。

〈論主問〉 所立は云何。

〈犢子部答〉 此れ、世間にて薪に依りて火を立つるが如く〔諸蘊に依りて補特伽羅を立つ〕。〈論主問〉 如何にして、火を立つるは薪に依る、と説く可きや。

22 火と薪との関係 一五二下24 九左10 四六二1 三〇四中25

22 火は薪を離れて存在しない

謂はく、薪を離れて火有り立つ可きに非ず。

23 火は薪と不一不異なり

而も薪は火と異なるにも非ず、一なるにも非ず。

23 不一不異の理由

23 異なる場合

若し火が薪と異ならば、薪は応に不熱なるべし。

23 一である場合

若し火が薪と一ならば、所焼が即ち能焼なるべし。

23 2 プドガラと諸蘊との関係 一五二下26 十右2 四六二13 三〇四中27

23 2 プドガラは諸蘊を離れて存在しない

是くの(薪に依りて火を立つるが)如く、蘊を離れて補特伽羅を立てず。

23 2 プドガラは諸蘊と不一不異なり

ならば、どのように「施設」されるのか。

譬えば、薪に依拠して火が「施設される」ように、「諸蘊に依拠してプドガラは施設」される。そこで、どのようにして、薪に依拠して火が施設されるのか。

じつに、薪なくして火は施設されない。

そして、火が薪とは、別ものであると是認することもできないし、また、別ものでないと「是認することもでき」ない。

なぜならば、もし「両者が」別ものであるならば、薪は熱を帯びないであろうし、

また、「両者が」別ものでないならば、所焼がそのまま能焼になるであろうからである。

若し爾らば、云何。

薪に約して火を執説するが如く、陰に約して火を執説することも亦た爾なり。云何が薪に約して火を執説するか。

若し薪を離るれば、火は執説す可からず。

火は、薪と異なり有りと、薪と異なり無きとも立つ可からず。

若し火が薪と異ならば、薪は応に不熱なるべし。

若し火が薪と不異ならば、所焼が応に即ち是れ能焼なるべし。

此くの(薪に約して火を執説するが)如く、諸陰を離れて人を執説す可からず。

然るに、補特伽羅は蘊と異なるにも一なるにも非ず。

33 不一不異の理由

34 異なる場合

若し「補特伽羅は」蘊と異ならば、体が応に是れ「無為法の如く、」常なるべし。

35 である場合の過失

若し「補特伽羅は」蘊と一ならば、体が応に「諸蘊の如く、」断と成るべし。

## 第二目 論主が犢子部の宗義を破す

26 プドガラの体：「プドガラは諸蘊に依りて施設される」の「依りて」（プドガラと諸蘊との関係）について

27 火依薪の喩による犢子部説を破す

c 導入：論主と犢子部との問答 一五二下29 十右4 四六二五 三〇四中29

〈論主責〉 仁、今、此に於いて且く応に定んで、何者を火と為し、何者を薪と為すか、を説くべし。我れをして、火が薪に依る義を了知せ令めよ。

〈犢子部反問〉 何をか応に説くべき所なるや。若し説かば、応に、所焼が是れ薪にして、能焼が是れ火なり、と言ふべし。

〈論主問〉 此れ復た応に、何者が所焼、何者が能焼にして、薪と名づけ火と名づくるか、を説く

そして、「プドガラが」諸蘊とは別ものである、と是認することもできない。「無為法のような、」常住に陥るからである。

また、「プドガラが諸蘊とは」別ものでない、と「是認することもできない」。「諸蘊のように、」途切れることに陥るからである。

亦た、人は諸陰と異なると説く可からず。常の過失有るに由るが故なり。

亦た、人は諸陰と異ならずと説く可からず。断の過失有るに由るが故なり。

まず、汝は、薪が何であり火が何であるのか、ということの説きなさい。そのことから我々は、どのようにして薪に依拠して火が施設されるのか、ということを知るのであらう。

このことについて何が説かれるべきであるのか。「あえて説くならば」薪は所焼であり、火は能焼である。

このことについて、何が所焼であり、何が能焼であるのか、というこのことそのものが説かれる

善友よ、願くは汝よ、我が為に、何物を薪と為し何物を火と為すか、を説けよ。「然る」後に、我れは当に、薪に約して火を執説する義を知ることを得べし。

此の中、何をか応に説きべき所なるか。「若し説かば」所焼が是れ薪にして、能焼が是れ火なり。若し応に説くべきこと有れば、必ず此くの如く説かん。

此の中、汝は須く更に、何物が是れ所焼にして、何物が是れ能焼なるか、を決説すべし。

○定義一、世間的通念による薪・火の定義に基づく場合…両者の体が異なり且つ無常になる

㊦火依薪の説明

㊦所焼・能焼、薪・火の定義 一五三上<sup>3</sup> 十右<sup>1</sup> 四六二<sup>1</sup> 三〇四下<sup>4</sup>

且く世「間」にて、諸々の不炎熾なる所然の物を所焼とも薪とも名づけ、諸々の、光明を有し極熱・炎熾なる能然の物を能焼とも火とも名づく、と共了す。

此「の火」は彼の「所然」物を能く焼き然やせばなり。

「所以は、火が薪の」相続について其「の薪」の後後をして前前に異なら令むるが故なり。

㊦火依薪の説明…薪に縁つて火が生じる

「復た」此「の火」も彼「の薪」も俱に「地水火風・色香味触の」八事を体と為すといへども、而も「前の」薪に縁るが故に、「後の」火は方に生ずることを得。

「例へば、八事を体と為す前の」乳・酒に縁りて「八事を体と為す後の」酪・酢を生ずるが如し。

故に世「間」にては、薪に依りて火有り、と共説す。

まず世間においては、未燃焼の木片などが薪とも所焼ともいわれ、燃焼しているものが火とも能焼とも「いわれる」。

なぜならば、光り輝いて熱くて熾盛であるところの、こ「の火」によって、そ「の薪」が燃やされそして焼失され「即ち灰状にされ」るからである。

「その理由は、火が薪の」相続に変異をもたらず「即ち薪を」「灰状にする」からである。

一五三上<sup>3</sup> 十右<sup>6</sup> 四六二<sup>9</sup> 三〇四下<sup>7</sup>

そして、これら「火・薪の」両者は「地水火風・色香味触の」八の実物から成り、そして、この薪に縁つて「後に」火が生起する。

例えば、「八の実物から成る」乳に縁つて「後に八の実物から成る」酪が「生じ」、八の実物から成る「酒に縁つて「後に八の実物から成る」酢の「生じるが」ときである。

それゆえ「世間では、火は」薪に依拠して「施設される」、といわれる。

世間の中に於いて、可燃物を説いて薪と名づけ、亦た所焼とも名づく。若し然ゆれば能焼「と名づけ」、光りて最熱\*なれば説いて火と名づく。

\*「執」異本II「熱」大正本

何を以ての故なるか、といふに、此の「能然」物が彼「の所然物」を能く然やし、彼れを能く焼けばなり。

「所以は」彼の相続を能く変異させて、後「の彼の相続」が本（前）の如くならざるに由るが故なり。

此の「火・薪の」二は各々有りて、「地水火風・色香味触の」八物の所成にして、薪に縁りて火は生ずることを得。

譬へば、「八物の所成の」乳に縁りて「八物の所成の」酪が生じ、「八物の所成の」摩偷に縁りて「八物の所成の」酢の生ずるが如し。

是の故に、薪に約して火を執\*説す、と言ふ。

\*「執」異本II「熱」大正本

② 両者の体の同異：薪・火は異時に生じるから体が異なる 一五三上<sup>8</sup> 十左一 四五二一〇  
若し「薪に縁りて火の生ずる」此の理に依らば、  
火は則ち薪と異なる。後の火と前の薪とは時が各  
別なるが故なり。

③ 二〇四下<sup>9</sup>  
若し爾らば（薪に縁りて火が生ずるならば）、則ち火は薪と異なることを知る。同時ならざるに由るが故なり。

④ この説をブドガラ説に適用する：ブドガラは体が諸蘊と異にして無常になる 一五三上<sup>6</sup>  
若し汝の計する所の補特伽羅は、火が薪に依  
「りて生ずる」が如く、諸蘊に依り「て生ずる」、  
といへば、則ち定んで応に、「補特伽羅は諸  
蘊に縁りて生じ、而も体が諸蘊と異なり「及び」  
無常性に成る、と説くべし。

⑤ 十左一 四六二二 三〇四下<sup>10</sup>  
若し人が、火の「薪に縁りて生ずるが」如く、  
必ず定んで陰に縁りて生ずれば、「人は」陰に異な  
りて、則ち無常と成る。

⑥ 定義二、火が煖性、薪が地・水・風の三大であると考へる場合：俱時生なるも体が異なる  
⑦ 火・薪の定義 一五三上<sup>11</sup> 十左<sup>3</sup> 四六二二 三〇四下<sup>10</sup>  
若し、即ち「薪・火の相の聚集なる」<sup>12</sup> 炎熾  
する木等に於ける煖觸を火と名づけ、余「の地・  
水・風」の事を薪と名づく、と謂はば、是れ則ち、  
火と薪とは俱時にして起るも、応に「両者は」  
異なる体と成るべし。「両者は」相に異なり有る  
が故なり。

⑧ あるいはまた、木片などの燃焼している「すな  
わち、薪・火の両方の相が聚集している」<sup>13</sup>「そ  
のものに在る煖性であるところの、こ「の煖性」  
が火であり、こ「の煖性」と俱生する「地・水・  
風」三能造色が薪であると認許されるならば、  
これら「火・薪の」<sup>14</sup>「両者もまた相が別異であ  
るから、別ものであることが成立する。

⑨ 復た次に、若し「薪・火の相の聚集なる」<sup>15</sup>然  
ゆる薪の中に於ける是れ熱觸を説いて火と名づ  
け、所餘の三大の、此れと共生せる「地・水・風」、  
此れを薪と名づくと許さば、此の二が互いに差別  
有ること、明了に知り易し。「此の二は」相に異な  
り有るに由るが故なり。

### ⑩ 「依」の意味の検討

e 導入 一五三上<sup>13</sup> 十左<sup>5</sup> 四六二一四 三〇四下<sup>13</sup>

⑪ 応に「依」の義を説くべし。「即ち」此「の薪  
・火」は既に俱生せり、如何にして、薪に依りて  
火を立つと言ふ可きや「、を説くべし」。

⑫ しかし、どのようにしてこの薪に依拠してその  
火は施設されるのか、ということにおける「依拠  
して」の意味が説かれるべきである。

⑬ 薪に約して火有りとの義、汝は今、應に説くべ  
し、云何にして薪に約して火を執\*説するか、と。  
\*「執」異本「熱」大正本

②理由一、薪が生因であることも不成立

〔所以は、〕謂はく、「火大の煖を相とせる<sup>レ</sup>」此の火は、「三大種の堅・湿・動を相とせる<sup>レ</sup>」薪を用ゐて因と為すに非ざればなり。

〔薪・火は〕各々、自〔の過去の同類<sup>ニ</sup>〕因より俱時に生ずるが故なり。

③理由二、薪が施設因であることも不成立

亦た、此の火の名は薪に因りて立つるに非ざればなり。

火の名を立つることは煖触に因るを以つての故なり。

〔それ故、〕「依」の義は生因・施設因なること、成立せざるが故に「依」の余の義を説くべし

④依が所依あるいは俱生であるとの説をブドガラに適用する 一五三上16 十左、四六二15

①叙

若し所説の、火が薪に依る〔の「依」〕の言は、俱生或いは依止の義を顕はさんが為なり、と謂へば、是れ則ち、応に、補特伽羅は蘊と俱生し或いは蘊に依止す、と許すべし。

⑤ブドガラと諸蘊との体の異なる過失

〔然らば〕〔犢子部も、〕已に分明に、〔補特伽羅は〕体が蘊と異なる、と許せり。〔これ、犢子部の不一不異の宗に反するなり〕

⑥ブドガラが無常になる過失

なぜならば、「三大種の堅・湿・動を相とする<sup>レ</sup>」この薪<sup>レ</sup>が、「火大の煖を相とする<sup>レ</sup>」その火<sup>レ</sup>の〔生じる〕因になることは〔道理に合わ<sup>レ</sup>〕ない〔という理由で〕。

また、「この薪は」その火<sup>レ</sup>を施設する〔因〕でもない〔という理由で〕。

なぜならば、火そのもの〔の煖性〕がその火<sup>レ</sup>を施設する因になるからである。

〔それゆえ「依拠して」の意味が生因・施設因であることは成立しないから、「依拠して」の別な意味が説かれるべきである〕

もし「依拠して」の意味が所依の意味あるいは俱有の意味であるならば、諸蘊もまた同じようにブドガラの所依〔あるいはブドガラと〕俱生するものになる。

それゆえ、明瞭に〔ブドガラが蘊とは〕別ものであることが〔犢子部によつても、〕是認される。〔これは不一不異であるという犢子部の宗と反する。〕

何を以つての故なるか、といふに、「三大種の堅・湿・動を相とせる<sup>レ</sup>」此の薪は、是れ〔火大の熱触を相とせる<sup>レ</sup>〕火の因に非ざればなり。

亦た〔薪は〕火を執<sup>\*</sup>説する因に非ず。

\*「執」異本「熱」大正本

何を以つての故なるか、といふに、但だ火〔の熱触〕が是れ火を執<sup>\*</sup>説する因なればなり。

三〇四下15

若し汝の説く「約」の言は、是れ依止の義、或いは共有の義ならば、若し爾らば、諸陰は人に於いて、應に依止を成ずべし、〔或いは〕應に共生を成ずべし。

彼〔の補特伽羅と諸蘊と〕は互いに差別あること、亦た明了にして知り易し。

〔また〕理として則ち応に、若し諸蘊無ければ補特伽羅の体も亦た有るに非ず〔して無常を成ず〕、と許すべし。薪が有るに非ざれば、火の体も亦た無きが如し。

結：・俱生・依止の義は非理なり

而るに、然なること〔補特伽羅が諸蘊と異なること及び無常なること〕を〔犢子部は許さざるが故に、〔俱生あるいは依止の義の〕釈は理に非ず。

犢子部の説く「火が薪と異なるは不可なり」を破す

e 導入 一五三上21 十一右 四六一18 三〇四下18

然るに、彼〔の犢子部〕は此〔の不異〕に於いて自ら難を設けて言はく、若し火が薪と異ならば、薪は応に不熱なるべし、〔153<sup>21</sup>〕と。彼れは応に、熱さの体とは何を謂ふか、を定んで説くべし。

熱が煖である場合：・薪は不熱のものになる 一五三上22 十一右 四六一19 三〇四下20

若し彼れが積して、熱さは謂はく煖触なり、と言へば、則ち薪は非熱なるべし。〔地大などを自体にする薪の〕体の相は〔煖触の相と〕異なるが故なり。

若し復た積して、熱さは謂はく煖と合することなり、と言へば、則ち応に〔火と〕異なる体も亦た熱さの名を得べし。実〔の道理〕を以つてせば、火の名は唯だ煖触のみに目くるも、〔火以外の〕余も煖と合すれば皆な熱さの名を得。是れ則ち分明に、薪を熱さと名づく、と許す。

そして、こ〔の諸蘊〕が存しない時には、ブドガラも存しないことに〔なり、ブドガラが無常なもの〕なる。〔例えば〕薪の存しない時には火の存しないがごとくである。

しかし、もし火が薪とは別ものであるならば、薪は熱を帯びないであろう、というこのことを〔汝犢子部は〕説いた〔462〕。この〔なかに説かれている〕熱さと称されるものは何か。

先ず、もし〔熱さは火大の〕煖であるならば、薪は、〔火大とは〕別な〔地大などの〕大種を自性にするから、熱そのものを帯びなくなる。

また、〔熱さは〕煖を有することであるならば、熱さを自性とする火とは別ものであるこ〔の薪〕でも、煖と結合することによって熱いことが成立する。

復た次に、若し陰が減すれば、人も應に即〔時〕に滅し〔無常を成ず〕べし。譬へば、薪が減すれば、火も即〔時〕に滅するが如し。

是れ汝の所説の、若し火が薪と異ならば、薪は應に不熱なるべし。

此の中、何物を熱と名づくるか。

若し汝が、熱性を熱さと名づく、と説けば、薪は應に不熱なるべし。火\*の性と別なるが故なり。  
\*「火」を「大」とすると、「別な大〔種〕の性なるが故なり」となり、梵文と一致する。

復た次に、若し汝が、若し熱性を有するを熱と名づく、と説けば、此の物は熱性の火と異なるといへども、此れは復た熱と成る。熱性と相應するが故なり。

23結…火が薪と異なるも過失はない 一五三上26 十一右5 四六一20 三〇四下22

薪と火とは「体が」異なるといへども而も過は成ぜず。如何ぞ、此「の火依薪喻」の中に、挙げて以つて難と為すや。

それゆえ、「薪と火とが」別ものであることについては過失が無い。

是の故に、「薪と火とが」別異なることに於いては過失無し。

23定義三、燃焼中の木のすべてが薪でもあり火でもある場合…両者の体が同一になる

D1火・薪の定義および依の義…依の義が不成立 一五三上27 十一右5 四六一21 三〇四下23

若し、木等の遍く炎熾せる時を説いて名づけて薪とも為し亦た名づけて火とも為す、と謂へば、「既に薪と火とが一なれば」是れ則ち依に、依の義とは何を謂ふか、を説くべし。「然れども是くの如き「依」の義は考ふるに能はず。」

あるいはまた、燃焼している木片等のこの一切がつかいながら薪でもあり火でもある、と認許されるならば、さらに、そこで「依拠して」の意味が説かれるべきである。「しかし、このような「依拠して」の意味は考えられない」

復た次に、若し汝が、正しく然える物を説いて薪とも名づけ亦た説いて火とも名づく、と言はば、是の故に、約の義を、汝は今、應に説くべし。「然れども是くの如き「依」の義は考ふるに能はず」

D2この説をブドガラ説に適用する…諸蘊そのものがブドガラになり、このようなブドガラは否定されない

一五三上28 十一右7 四六一22 三〇四下24

「木等の炎熾せる時を薪とも火とも名づくるが如しとせば、蘊が即ち是れ補特伽羅なれば」補特伽羅が色等の蘊と定んで依に是れ一なるべきことは、理として能く遮すること無し。

「然らば、依の義は成立せざるなり」

そして、「この定義のときであるならば、」諸蘊そのものがブドガラであるので、「この両者が」別ものでないことは遮られないことに陥る。「とすると、依拠することは成立しない」

「木等の炎熾せる時を薪とも火とも名づくるが如く」若し是れ陰が即ち是れ人なれば、此「の陰と人」とが異なる義は、即ち遮す可からざることに至る。「然らば、依の義は成立せざるなり」

24結…薪に依つて火を施設するように、諸蘊に依つて実有のブドガラを施設することは不成立

故に彼の言ふ所の、薪に依りて火を立つるが如く是くの如く蘊に依りて補特伽羅を立つること、進退推徴するも、理として成立せざるなり。

それゆえ、薪に依拠して火が施設されるように、同様に諸蘊に依拠してブドガラが「施設される」という、このことは成立しない。

是の故に、此の譬は不成なり。前に、薪に約して火を執説す、と云ふが如く、陰に約して人を執説することも亦た爾（不成）なり。

D3ブドガラが諸蘊と不一不異である場合には、ブドガラは不可説法蔵でなくなる 一五三中2 十一右9 四六一23 三〇四下26

〈梵文によれば〉D3ブドガラが諸蘊と異なると説くことができない場合には、ブドガラは不可説法蔵でなくなる

又た彼れが、若し、補特伽羅は蘊と一なりとも異なりとも俱に説く可からず、と計せば、則ち彼れの許す所の「三世・無為と及び不可説との五種の爾焰あり」といふことも亦た、応に説く可からざるべし。

補特伽羅は「過去等から数へて」第五「の爾焰」なりとも及び非第五「の爾焰」なりとも説く可からざるを以つての故なり。

とブドガラの名称、「ブドガラは諸蘊に依りて施設される」と説く「施設」の所託

b 問 一五三中<sup>5</sup> 十一左<sup>1</sup> 四六三<sup>2</sup> 三〇四下<sup>3</sup>

又た彼れが補特伽羅を施設することは、応に、何を所託と為るか、を更に確陳すべし。

またもし、こ「のブドガラ」は諸蘊とは別ものであると説くことができなければ、「所知は五種すなわち過去・未來・現在・無為・不可説である」と説くことができなくなることになる。

なぜならば「ブドガラは諸蘊とは別ものである」と説くことができなければ、「こ「の不可説の所知」は過去「法の所知」などから「数えて」第五番目「の所知」でもないし、また第五番目に非ざる「所知」でもない、と説くことができるからである。

復た次に、若し人は陰と異なると説く可からざれば、「所知に五種有り、謂はく過去・未來・現在・無為・不可言あり」といふ此のことは、応に説く可からざるべし。

何を以つての故なるか、といふに、此の所知は、過去等に於いて（過去等から数へて）第五「の所知」と為すとも）及び非第五「の所知」と為すとも説く可からざるが故なり。

また、ブドガラが施設される場合、まず諸蘊を了得して「それにブドガラが」施設されるのか、あるいはブドガラ「を了得してそれ」に「ブドガラが施設」されるのか。

是の時、汝等が人を執説するとき、諸陰を觀じて「それに」人を執説すと為すか、人を觀じて「これに」人を執説すと為すか。

二蘊に託する場合… 仮我・積聚我になる 一五三中<sup>6</sup> 十一左<sup>2</sup> 四六三<sup>3</sup> 三〇五上<sup>1</sup>

若し蘊に託（して補特伽羅を施設）すと言はば、「補特伽羅の」仮の義が已に成ず。「蘊に託して」施設せる補特伽羅は「実有の」補特伽羅に託せざるを以つての故なり。

まず、もし諸蘊を「了得してそれにブドガラを施設」するならば、これら「諸蘊」そのものにおいてブドガラを施設することになる。なぜならば、「実有の」ブドガラを了得しないからである。

若し諸陰を觀じて「それに」人の名を執説すとせば、但だ「諸」陰の中に約して人の名を執説す。「実有の」人を「了」得す可からざるに由るが故なり。

三ブドガラに託する場合… ブドガラが諸蘊に依ると説くことに矛盾する 一五三中<sup>8</sup> 十一左<sup>3</sup> 四六三<sup>4</sup> 三〇五上<sup>3</sup>

若し此〔の補特伽羅〕の施設は補特伽羅に託す  
と言はば、如何ぞ上に「諸蘊に依りて〔補特伽羅  
を〕立つ」と言ふや。「補特伽羅に託せば」理と  
して則ち〔上に〕但だ応に、補特伽羅に依りて〔立  
つ〕、と説くべし。

〔汝は〕既に然る〔補特伽羅が補特伽羅に依り  
て立つ〕ことを許さざるが故に、唯だ蘊のみに託  
して〔立つ〕。

若し、蘊有れば此〔の補特伽羅〕は則ち〔了〕  
知す可きが故に、我れは上に、此〔の補特伽羅〕  
は蘊に依りて立つと言へり、と謂はば、是れ則ち  
諸色は、眼等の縁有りて方に了知す可きが故に、  
応に〔諸色は〕眼〔根〕等に依り〔て立つ〕と言  
ふべし。

〔然るに色等の五境は、眼根等に由りて了知すと  
いへども、眼根等に依りて立つと説く可からず。  
是くの如く補特伽羅も、諸蘊に依りて了知すとい  
へども、応に諸蘊に依りて立つと説くべからず。

〔取意〕

また、ブドガラを〔了得してそれにブドガラを  
施設〕するならば、どうして「こ〔のブドガラ〕  
を諸蘊に依拠して施設する」〔と前に説いた〕の  
か。なぜならば、「ブドガラを了得してそれにブ  
ドガラを施設するならば」ブドガラそのものがこ  
〔の施設〕の依因であることになる〔ので、諸蘊  
に依拠してブドガラを施設すると説くことに反す  
る〕からである。

また、諸蘊が存在すればブドガラが了得され  
る、それゆえ諸蘊に依拠してこ〔のブドガラ〕を  
施設すると言われる、と考えられるならば、それ  
と同様なことが、色についてもまた眼・作意・光  
明が存在すれば、「その色を」了得するから、こ  
れら〔の眼など〕に依拠して〔色を〕施設す  
る、と説かれるべきである。

〔しかし実際は、眼などに依拠して色が施設され  
ることはない。同様に、ブドガラも諸蘊に依拠し  
て施設されると説くことはできない。〕

そして、色〔が眼などと別ものであるものであ  
る〕ように、ブドガラも〔諸蘊とは〕別ものであ  
ることが明らかである。

若し人を観じて〔その人に〕人を執説すとせば、  
云何が〔前に〕「陰に約して人を執説す」と言ふや。  
何を以つての故なるか、といふに、此〔の人〕の  
執説〔の因〕は、但だ人そのものの是の所縁の境  
なるが故なり。

若し汝は、諸陰が若し有れば人を則ち知る可  
し、是の故に陰に約して人有りと執説すと言ふ、  
と言はば、若し爾らば、眼根・思惟・光明等が若  
し有れば、是の時、此の色は方に知る可し。亦た  
應に、眼根等に約して色を執説すといふ是れ、此  
の義あるべし。

### 第三項 認識対象としてのブドガラの点から破す

#### 第一目 犢子部の宗義

論主問 一五三中<sup>12</sup> 十一左<sup>7</sup> 四六三<sup>8</sup> 三〇五上<sup>7</sup>

又た且らく応に、補特伽羅は是れ六識中の何識の所識なるか、を説くべし。

犢子部答：ブドガラは六識に識知される六識の所識なり。

論主問：その理由を問う 一五三中<sup>13</sup> 十一左<sup>8</sup> 四六三<sup>9</sup> 三〇五上<sup>9</sup>  
所以は何ん。

犢子部答：六識に識知される諸色などに縁つてブドガラの存在を知る 一五三中<sup>14</sup> 十一左<sup>8</sup> 四六三<sup>9</sup> 三〇五上<sup>9</sup>  
若し、一時、眼識が色を識る〔時〕に於いて、  
茲に因りて〔識が〕補特伽羅有ることを知らば、此〔の補特伽羅〕を説いて名づけて眼識の所識と為すも、而も〔補特伽羅は〕色と一なりとも異なるとも説く可からず。

乃至、〔若し〕一時、意識が法を識る〔時〕において、茲に因りて〔識が〕補特伽羅有ることを知らば、此〔の補特伽羅〕を説いて名づけて意識の所識と為すも、而も〔補特伽羅は〕法と一なりとも異なるとも説く可からず。

まず、六識のなかの何〔識か〕によつてブドガラが識知されるのか、ということが説かれるべきである。

六〔識のいずれ〕によつても〔識知さ〕される、と説かれる。

どのようにして〔識知されるの〕か。

もし、眼〔識〕に識知される諸色に縁つて〔識が〕ブドガラを認知するならば、ブドガラは眼〔識〕に識知される、と説かれるべきである。しかし、〔ブドガラは、色を特相としないので、〕諸色であると説かれるべきでもないし、〔ブドガラは、不可説であるので、〕〔諸色で〕ないとも〔説かれるべきでない〕。

同様に乃至、もし意〔識〕に識知される諸法に縁つて〔識が〕ブドガラを認知するならば、ブドガラは意〔識〕に識知されると説かれるべきである。しかし、〔ブドガラは法を特相としないので、〕諸法であると説かれるべきでもないし、〔ブドガラは、不可説であるので、〕〔諸法で〕ないとも〔説かれるべきでない〕。

汝、應に、人は六識の中に於いて是れ何識の所知なるか、と説くべし。

彼れは、六識に由りて知らる、と説く。

此の義、云何。

若し眼の所知の色に縁りて人を分別して觀ぜば、應に、此の人は、是れ眼の所知にして、即ち色なりとも即ち色に非ずとも説く可からず。

乃至、若し意の所知の法に縁りて人を分別して觀ぜば、應に、此の人は、是れ意の所知にして、即ち法なりとも即ち法に非ずとも説く可からず。

## 第二目 論主…眼識などに識知される色などに縁つて認識主体としてのブドガラを了得することについて

ニ比量によるブドガラの実有証明の過失

三標例…ブドガラは乳の如く仮有なり 一五三中18 十二右一 四六三12 三〇五上12

若し爾らば、所計の補特伽羅は、応に乳等と同じく唯だ仮の施設なるべし。

若し爾らば、此の人は應に乳等と同なること(仮有)を成すべし。

三例諭…眼識が色を識知する時、乳を了得する

二乳などは色などの四境と一にも異にも非ず 一五三中18 十一右2 四六三12 三〇五上13

謂はく、眼識が諸色を識るが如き時、此れに因りて、若し「識が」乳等有ることを能く知れば、便ち乳等は眼識の所識なりと説くも、而も「乳等は」色と一なりとも異なりとも説く可らず。

もし眼「識」に識知される諸色に縁つて「識が」乳あるいは水を認知するならば、乳や水は眼「識」に識知されると説かれるべきであるが、「乳や水は」諸色であると説かれるべきでもないし、「諸色で」ないとも「説かれるべきでない」。

若し眼の所知の色に縁りて「識が」乳を分別して觀じ或いは水等を「分別して」觀ぜば、應に乳・水は是れ眼の所知なりと説くべきなるも、「乳・水は」即ち色なりとも即ち色に非ずとも説く可らず。

乃至、身識が諸触を識る時、此れに因りて、若し「識が」乳等有ることを能く知れば、便ち乳等は身識の所識なりと説くも、而も「乳等は」触と一なりとも異なりとも説く可らず。

同様に、「鼻識・舌識・身識に識知される諸々の香・味・所触に縁つて識が乳あるいは水を認知するならば、乳や水は」鼻「識」・舌「識」・身識に識知されると説かれるべきであるが、「乳や水は香・味・」所触であると説かれるべきでもないし、「香・味」「所触」でないとも「説かれるべきでない」。

此くの如く、應に鼻・舌・身の所知も亦た爾なるべし、乃至、「乳・水は」即ち觸なりとも即ち觸に非ずとも説く可からず。

三乳と色などの四境とが一・異でない理由を示す 一五三中23 十一右5 四六三15 三〇五上16

乳等が四「境の一々」に成ること或いは四「境」の所成に非ざること、勿れ。

乳・水の両者が「色・香・味・所触の」四「実物の一々」である過失に陥る、ということがあつてはならない「からである」。

乳・水等が四物の所成に非ざること勿れ。「四物の所成に非ざる」此のことは、許す所の義に非ず。

23結：・ブドガラは諸蘊の総聚に依つて施設する

一五三中23 四六二15 十二右6 三〇五上16

此れに由りて、応に、総じて諸蘊に依りて補特伽羅有りと仮施設することを成すべし。「そは」猶し、世間にて、総じて色等に依りて乳等を施設するが如し。

〔故に、補特伽羅は〕是れ仮にして実に非ず。

26六識に識知される諸色と識知する能了の識という点から破す

b問 一五三中25 十二右 四六三17 三〇五上18

又た彼〔の犢子部〕の説く所の、

若し、一時、眼識が色を識る〔時〕に於いて、茲に因りて〔識が〕補特伽羅有ることを知らば。

といふ此の言は何の義なるか。

〔此れは〕諸色が是れ補特伽羅を了する因なり、と説くと爲んか、色を了する時に補特伽羅も亦た了す可し、〔と説く〕と爲んか。

27ブドガラを了得する因が諸色である場合：・ブドガラが色と異なる過

一五三中28 十二右9 四六三19 三〇五上20

若し、諸色は是れ此〔の補特伽羅〕を了する因なるも、然れども、此〔の補特伽羅〕は色と異なりと言ふ可からず、と説けば、是れ則ち、諸色は、眼と及び明・作意等との縁を以つて了ぜらるる因と為すが故に、応に色は眼等と異なりと説く可からざるべし。

それゆえ、例えば諸色などの総聚そのものが乳あるいは水であると施設されるように、同様に諸蘊〔の総聚そのもの〕がブドガラである〔と施設される〕とすることが成立する。

〔は〕この色〔を〕を了得する因であるから

また、

眼〔識〕に識知される諸色に縁つて〔識が〕ブドガラを認知する。

と説かれる、この所説の意味は何か。

〔それは〕まず、諸色がブドガラを了得する因である、というのか、あるいは、諸色を了得するときにブドガラを了得する、というのか。

是の故に、色等の〔実〕物を具する〔総聚〕を假説して乳及び水等と名づくるが如く、此くの如く、亦た應に諸陰を具する〔総聚〕を假説して人と名づくべし。此の義、應に成すべし。

是れ汝の所説の、

眼の所知の色に縁りて人を分別して観ず。

といふ此の言には何の義有るか。

色が是れ人を觀察する智の因と爲んか、正しく色を證知し即〔時〕に人を證知すと爲んか。

若し色が是れ人〔を觀察する〕の智の因にして、亦た人は彼れに於いて異なりと説く可からずば、若し爾らば、色は光明・眼根・覺觀等と亦た應に異なりと説く可からず。彼〔の光明等〕は是れ色〔を觀察する〕の智の因なるが故なり。

もし諸色がブドガラを了得する因である〔ことが認許され〕と、そして、彼〔のブドガラ〕はこれら〔諸色〕とは別ものであると説かれるべきでない、という、かくの如きであるならば、色もまた光明・眼・作意とは別ものであると説かれるべきでない。〔なぜならば〕それら〔光明など〕は〔この色〕を了得する因であるからである

25 諸色を了得する時にブドガラを了得する場合の能了の識

c 問：・同一の識か異なる識か 一五三下2 十二左一 四六三21 三〇五上22

若し、色を了得する時に此〔の補特伽羅〕も亦た了ず可し、といはば、色〔を了得する〕能了〔の識〕が即ち此〔の補特伽羅〕を了得すと爲んか。〔或いは〕此の中に於いて別に〔補特伽羅を了得する〕能了〔の識〕有りりと爲んか。

26 色を了得する能了と同一の能了がブドガラを了得する場合

d1 ブドガラの体が色と同一になる過失 一五三下3 十二左3 四六三22 三〇五上24

若し、色〔を了得する〕能了が即ち此〔の補特伽羅〕を能く了得せず、といへば、則ち應に、此〔の補特伽羅〕は体が即ち是れ色なり、と許すべし。

d2 ブドガラを色に即して施設する過失 一五三下4 十二左3 四六三22 三〇五上25

或いは、唯だ色のみに於いて此〔の補特伽羅〕を仮立す〔と許す〕べし。

d3 ブドガラと色との分別の無い過失 一五三下5 十二左4 四六三23 三〇五上25

或いは、應に是くの如く、是くの如き類は是れ色なり是くの如き類は是れ此れ〔補特伽羅〕なり、と分別すること有るべからず。

若し是くの如き〔色・補特伽羅〕二種の分別無くんば、如何にして、色有り補特伽羅有り、と立つるや。〔法の〕有性は必ず〔その法の〕分別〔有ること〕に由りて立つるが故なり。

また、諸色を了得しているときにブドガラを了得する〔という〕ならば、〔諸色を了得する〕その同じ能了得によつて〔ブドガラを〕了得するか、あるいは別〔な能了得〕によつてブドガラを了得するののか。

27 色を了得する能了と同一の能了がブドガラを了得する場合

e1 ブドガラの体が色と同一になる過失 一五三下3 十二左3 四六三22 三〇五上24

もし〔色を了得する〕同じそ〔の能了得〕によつてブドガラを了得するならば、ブドガラは色とは無異な自性のものであることになる。

e2 ブドガラを色に即して施設する過失 一五三下4 十二左3 四六三22 三〇五上25

あるいは、色そのものにそ〔のブドガラ〕を施設する〔ことになる〕べし。

e3 ブドガラと色との分別の無い過失 一五三下5 十二左4 四六三23 三〇五上25

そして、〔両者の能了得が同一であるならば〕、これは色でありそれはブドガラである、というこのことが、どのようにして区別されるのか。

またこのようなことが区別されないならば、色も存在しブドガラも存在する、というこのことが、どのようなにして是認されるのか〔否されない〕。なぜならば、〔法を〕了得することによつてそ〔の法〕の存在することが是認されるであろうからである。〔諸色と〕同様に、ないし諸法に至るまで説かれるべきである。

若し色を正しく證知するとき、即ち人を證知す、といへば、即ち〔色を〕證〔知〕する智に由りて人を證知すと爲んか、別の智〔によりて証知す〕と爲んか。

28 若し即ち色を證〔知〕する智に由りて人を證知す、とせば、人は色と應に異性を成すべからず。

29 若し爾らざれば、若し一智に證知せらるること

に由らば、此れは人にして色に非ず、此れは色にして人に非ず、といふ此の二は、云何にして分別す可けんや。

30 若し此くの如く〔色・我を〕分別すること能は

ざれば、云何にして強いて此の言を立つるや。謂はく、色は是れ有り、人も亦た是れ有り、と。何を以つての故なるか、といふに、證知することに隨つて、彼れ有り、と説く可きに由りてなり。色の如く、乃至、法に於いても亦た應に此くの如く説くべし。

若し爾らざれば、若し一智に證知せらるること

に由らば、此れは人にして色に非ず、此れは色にして人に非ず、といふ此の二は、云何にして分別す可けんや。

若し此くの如く〔色・我を〕分別すること能はざれば、云何にして強いて此の言を立つるや。謂はく、色は是れ有り、人も亦た是れ有り、と。何を以つての故なるか、といふに、證知することに隨つて、彼れ有り、と説く可きに由りてなり。色の如く、乃至、法に於いても亦た應に此くの如く説くべし。

色を了得する能了とは異なる能了がブドガラを了得する場合：ブドガラが色とは異なる過失  
若し此の中に於いて、「色を了得する能了とは」別「補特伽羅を了得する能了とは」  
別に「補特伽羅を了得する能了有らば、〔兩者を〕了得する時は別なるが故に、此〔の補特伽羅〕は応に色と異なるべし。

〔青の了じられる時とは別な時に了じられる〕黄は青と異なり、「亦た、同じ色なりといへども」前〔刹那に了じられる色〕は後〔刹那に了じられる色〕と異なる等の如し。

乃至、法に於いて微難することも亦た然なり。

色を了得する能了とブドガラを了得する能了との一・異が不可説である場合

…ブドガラのみが不可説なりとの宗に反する過 一五三下<sup>10</sup> 十二左<sup>9</sup> 四六四<sup>2</sup> 三〇五中<sup>2</sup>

若し彼れは救して、此〔の補特伽羅〕は色と、是れ一なりとも是れ異なりとも、定んで説く可からざるが如く、「色・補特伽羅を了得する」二種の能了〔の識〕は相望するに亦た然なり〔即ち一なりとも異なりとも説くべからず〕、と言はば、〔補特伽羅を了得する〕能了〔の識〕は、応に是れ有為〔法〕の摂なるべからず〔して、不可説法蔵なり〕。若し爾なり〔補特伽羅を了得する能了が不可説法蔵なり〕と許せば、便ち〔補特伽羅のみが不可説法蔵なりと説く汝の〕自宗を壊す。

また〔色を了得する識とは〕別〔な識〕によつてブドガラを了得するならば、「色を了得する時とは」異なる時に〔ブドガラを〕了得するから、〔ブドガラは〕色とは別ものであることになる。

あたかも〔青の了得される刹那と異なる刹那に了得される〕黄は青とは〔別ものである〕がごとく、そして〔同じ相の色であつても〕別な〔後〕刹那〔に了得される色〕は、〔前〕刹那〔に了得される色〕とは〔別ものであるが〕ごときである。

同様にして、ないし〔ブドガラは〕諸法とは〔別ものである〕、と説かれるべきである。

また、色とブドガラと〔が別ものであるとも別ものでないとも説くことができない〕ように、「これらの色とブドガラとを了得する」両能了得〔の識〕もまた別ものであるとも別ものでないとも説くことができない、というならば、それでは、このことによつて〔ブドガラを了得することの特相とする能了得なる〕有為法もまた不可説になる、ということから、〔ブドガラのみが不可説であるという〕汝の宗義が壊される。

一五三下<sup>10</sup> 十二左<sup>9</sup> 四六四<sup>2</sup> 三〇五上<sup>10</sup>  
若し別々の智に由りて此の〔人・色の〕二を分別せば、〔二は〕別な時の所得なるが故に、人は應に色と異なることを成すべし。

譬へば、〔青等の分別される時とは別な時に分別される〕黄色が青等に異なるが如し。又た〔同じ色なりといへども〕前〔刹那に分別される色〕と後刹那〔に分別される色とは異なる〕が如し。

乃至、法に於いても亦た應に此くの如く説くべし。

若し汝は、色と及び人との一・異が不可説なるが如しと言はば、能証知の此の二智の一・異も亦た不可説なり。是の故に、此の智も亦た不可説〔法蔵〕にして是れ有為なれば、則ち〔汝の〕自の悉檀を破す。

## 第二節 經によつて破す

### 第一項 プドガラを不可説法蔵とする説を破す

…「色は無我なり」と經(第一經)に説くので、ブドガラが可説になる  
又た、若し、実に補特伽羅有りて而も「そは」  
色なりとも非色なりとも説く可からず、といは  
ば、世尊は、何が故に是くの如く、  
色、乃至、識には皆な我有ること無し。  
と言ふことを作したまふや。

「我有ること無し」と説きたまへるが故に、補  
特伽羅なる「我」は可説にして、不可説に非ず

また、もし、こ「のブドガラ」は、存在する  
けれども、諸色であるとか「諸色で」ないとか  
説くことができないならば、しからば、世尊が  
色は非我である。ないし識は非我である。  
と説かれたのはなぜか。  
〔經に「非我なり」というように、我について  
説かれるので、我は可説であり、不可説ではな  
い。したがつて、ブドガラなる我が不可説であ  
ると説くことは經に反する。〕

一五三下<sub>12</sub> 十二左<sub>10</sub> 四六四<sub>4</sub> 三〇五中<sub>5</sub>  
若し、人は是れ有るも但だ即ち色なりとも即  
ち色なるに非ずとも説く可からず、と説けば、  
云何が佛世尊は、  
色は無我なり、乃至、識も亦た無我なり。  
と説きたまふや。

### 第二項 再び、ブドガラが六識に識知されることを破す

#### 第一目 識の所縁縁の点から、眼識がブドガラを了得する場合の失を挙げる

二所縁縁になるもの

b問：ブドガラを了得する眼識は何に縁つて生起するか  
又た彼れは、補特伽羅は眼識の所得なり、と  
既に許す。是くの如き眼識は、色と此「の補特  
伽羅」と「色・補特伽羅の」俱とに於ける、何  
に縁りて起こると爲んや。

一五三下<sub>14</sub> 十三右<sub>1</sub> 四六四<sub>1</sub> 三〇五中<sub>1</sub>  
そして、或る眼識によつてこのブドガラが了  
得される場合、そ「の眼識」は諸色に縁つて生  
起するの、あるいはブドガラ「に縁つて生起  
するの、あるいは「色・ブドガラ」両者に  
縁つて生起するの。

是れ汝の所説の、眼識は人を能く證見す、と  
いふにおいて、此の識は色に縁りて生ずと爲ん  
か、人に縁りて生ずと爲んか、「色・人の」二に  
縁りて生ずと爲んか。  
若し爾らば、何が有るか。

二色に縁る場合：ブドガラは眼識の所縁にならないので了得されない 一五三下五 十三右五 四六四〇 三〇五中〇

若し「補特伽羅を了する眼識が」色に縁りて起こるとせば、則ち応に、眼識が能く補特伽羅を了す、と説くべからず。此「の補特伽羅」が眼識の「所縁」縁に非ざること、声処等「が眼識の所縁縁に非ざる」が如きなるが故なり。

謂はく、若し有る識が此の境に縁りて起これば、即ち「其の識は」此の境のみを用ゐて所縁縁と為す。

「故に」補特伽羅は眼識の「所縁」縁に非ざれば、如何ぞ、「補特伽羅が」眼識の所縁「縁」と為る、と説く可けんや。

「故に」此「の補特伽羅」は定んで眼識の所了に非ず。

ブドガラまたは両者に縁る場合

10 「識は眼・色などの二に縁つて生ず」と説く經(第二經)に反する

…ブドガラに縁れば色縁を欠き、両者に縁れば三縁になる 一五三下20 十三右5 四六四9 三〇五中10

若し「補特伽羅を了する」眼識の起こること  
が此「の補特伽羅」或いは「色・補特伽羅の二」俱に縁るとせば、便ち經説に違す。  
契經の中に、

識の起こることは「眼・色などの」二縁に由る。

と定んで判ずるを以つての故なり。

もし「ブドガラを了得する眼識が」諸色に縁つて生起するならば、「眼識が」声など「を識知することができない」ように、「色に縁つて生起している眼識が」ブドガラを識知することはできないであろう。

なぜならば、諸眼識においては、或る境のみに縁つて識が生起し、その同じ「境」だけが「の識」の所縁縁であるからである。

若し「人を証見する眼識が」色に縁りて生ず、とせば、則ち「色に縁つて生ぜざる眼識が」人を縁じて生ずること能はず。譬へば、聲等「が眼識の所縁縁に非ざる」が如し。

何を以つての故なるか、といふに、若し此の塵に縁りて此の識が生ずることを得れば、唯だ此の塵のみが是れ「同じ」此の識の縁縁なればなり。

あるいはまた、「ブドガラを了得する眼識が」ブドガラあるいは「色・ブドガラ」の二「両者に縁つて生起するならば、これは契經に反する。なぜならば、契經に、

識は「眼・色などの」二に縁つて生起する。

ということが確定されているからである。

若し人と及び「色・人の」二とに縁りて此「の識が生ず」と執せば、經と相應せざるが故に、則ち佛經に違する所と爲る。  
何を以つての故なるか、といふに、經の中に已に此の義を、

唯だ二法のみに依縁して 諸識は生ずることを得。

と決判すればなり。

「眼が因、色が縁になって識は生ず」と説く經(第三經)に反する：識はブドガラに縁って生じない 一五三下21 十三右8 四六四11 三〇五中12

又た契經に、  
苾芻よ、當に、眼が因、色が縁になりて  
能く眼識を生ず、と知るべし。

諸々の所有の眼識は皆な眼と色とに縁(り  
て生ず)るが故なり。

と説ければなり。

ブドガラが所縁縁になる場合、「識を生じる因・縁は無常なり」の經(第四經)に反する

又た、若し爾らば(補特伽羅が所縁縁になるなら  
ば)、補特伽羅は應に是れ無常なるべし。契經  
に説けるが故なり。謂はく、契經に、

諸因・諸縁となりて能く識を生ずる者  
は、皆な無常性なり。

と説けり。

同様に、

比丘よ、眼識の生起するためには

眼が因であり、諸色が縁である。

それはいかなる理由でか。

比丘よ、眼識なるものは何であれ、これ  
はすべて眼と諸色とに縁(つて生起す)る  
〔からである〕。

と〔説かれるからである〕。

…ブドガラは無常に非ず 一五三下23 十三右8 四六四13 三〇五中15

そして、このよう〔にブドガラが所縁縁にな  
る〕ならば、ブドガラは無常であることになる。  
なぜならば、

識の生起するために諸因となるものや諸  
縁となるもの、これらもまた無常である。  
と契經に説かれるからである。

復た別の經有りて、亦た此の執に違す。經に、  
比丘よ、眼は是れ因、色は是れ縁になり  
て、能く眼識を生ず。

何を以つての故なるか。

一切の所有の眼識は、唯だ眼に因り色に  
縁りて生ずればなり。

と云へばなり。

若し汝の所執の如きなれば、此の人は應に無  
常を成ずべし。何を以つての故なるか、といふ  
に、

是れ因、是れ縁となりて能く眼識を生ず  
る彼れは、皆な無常なり。  
と此の經に言へるに由るが故なり。

転計、所縁縁にならない場合、識に識知されない 一五三下25 十三右10 四六四14 三〇五中16

若し彼れは遂に、補特伽羅は識の所縁に非ず、  
と謂はば、應に〔補特伽羅は〕所識に非ざるべ  
し。

若し所識に非ざれば、應に所知に非ざるべし。

若し〔補特伽羅が〕所知に非ざれば、如何ぞ〔補  
特伽羅〕有りと立つるや。

若し〔補特伽羅〕有りと立てざれば、便ち自宗  
を壊す。

また、ブドガラがこ〔の識〕の所縁でないな  
らば、しからば、〔ブドガラは〕こ〔の識〕によ  
つて識知されない〔こと〕になる〔や〕。

若し汝が、人は眼識の境に非ずと執すれば、  
人は則ち眼識の所知に非ざるべし。

## 第二目 プドガラが六識のすべてに識知される場合の失

二違宗、プドガラは色などと不一不異なりとの宗に反する  
また若し「補特伽羅が」六識「一切」の所識と為ると許せば、「補特伽羅は」眼識の「所」識なるが故に、應に声等に異なるべし。

猶し「眼識の所識なる」色「が声と異なる」が如し。

「又た、補特伽羅は」耳識の「所」識なるが故に、應に色等に異なるべし。

譬へば「耳識の所識なる」声「が色と異なる」が如し。

「補特伽羅が」余識の所識となるにつきても難を為すこと、此れに准ずべし。

二違經

二根は各々自境を取ると説く經(第五經)に反する  
又た此「の補特伽羅」を六識の所識と為すと立つれば、便ち經説に違す。契經に言ふが如し。

梵志よ、当に知るべし。五根は、行処・境界が各々別にして、各々、唯だ自の所行処及び自の境界とのみを受用す。異根も亦た異根の行処及び異「根」の境界を能く受用すること有るに非ず。五根とは謂はく、眼・耳・鼻・舌・身「の根」なり。

意「根」は兼ねて五根の行処及び彼「の五根」の境界を受用す。彼「の五根」は

一五三下27 十三左2 四六四15 三〇五中17

また、もしプドガラが六識「のすべて」に識知されると是認されるならば、こ「のプドガラ」は、耳識に識知されるから、色とは別ものであることになる。

「喩えば、耳識に識知される」声「が色とは別ものである」がごとし。

「また、プドガラは」眼識に識知されるから、声とは別ものであることになる。

「喩えば、眼識に識知される」色「が声とは別ものである」がごとし。

同様にして、「プドガラが」他「香など」とは「別ものであること」についても、準知される。

一五四上1 十三左4 四六四17 二〇五中20

そして、「六識すべての所知になれば、つぎの」この經のことが害なわれる。

バラモンよ、これら五根は、それぞれ異なる所行処を有し、それぞれ異なる境を有し、おのおの自の所行処・境を領受するが、或る「根」が他「根」の所行処・境を領受することはない。「その五根とは」すなわち眼根・耳根・鼻根・舌根・身根である。

意「根」はこれら五根の所行処・境を領受し、そして、意「根」はこれら「五根」

復た次に、若し汝の立つる義は、人が是れ六識の所知なり、とせば、此の人は耳識の所知なるに由るが故に、應に色と異なるべし。

譬へば「耳識の所知なる」聲「が色と異なる」が如し。

「又た人は、」眼識の所知なるに由るが故に、應に聲とは異なることを成すべし。

譬へば「眼識の所知なる」色「が声とは異なる」が如し。

餘の塵に於いても、應に亦た此くの如し、と知るべし。

復た次に、此の經の文句は汝の所執に違す。經に云はく。

婆羅門よ、是れ五根は各別の行處、各別の境界にして、是れ自の行處・境界に因りて彼れは各各受用す、別な根は、別な根の行處・境界を能く受用するに非ず。「五根は」謂はく、眼根・耳根・鼻根・舌根・身根なり。

心は能く五根の行處・境界を受用す。是の故に、心は是れ彼の所依止なり。

と。意「根」に依るが故なり。

25 転計、経説に随う場合

「ブドガラは五根の境にならないので六識に識知されない  
或いは「此の経説によらば、」に「」に補特伽羅  
は是れ五根の境なりと執すべからず。

是くの如く「五根の境に非ざれば、便ち五識  
の所識に非ずして、「補特伽羅は五識の所識なり  
との」に「」に違する過有り。

26 「梵志」云々の経の解釈

「梵志」云々の経の解釈  
若し爾らば「五根が自境のみを取る故、補特伽  
羅を取らずといはば」、「五根が自境のみを取る  
が如く」意根の「取る」境も亦た応に「各」別  
なるべし。

『六生喻契経』の中に、

是くの如き六根は、行処・境界に各々差  
別有りて、各別に自の所行処と及び自の境  
界を樂求す。

と言ふが如きなればなり。

「然るに「六根の取る境が各別なり」と経に説  
けるといへども、理実には意根は通じて六境を  
取る。故に、「五根は自境を取る」と経に説け  
るといへども、意根の如く五根も他根の境を通  
じて取る。故に補特伽羅は五根の境なり。」

「」の所依止になる。  
と「いう経と矛盾する」。

あるいは、「この経を量とするならば、」ブ  
ドガラは「根の」境にならない。

そして、もし「五根の」境にならないならば、  
しからば「五識の」所識にもならない。「それゆ  
え、ブドガラは六識によって識知されるとい  
う宗義に反する」

もしこのよう「に、五根が自境のみを取るか  
らブドガラを取らないという」ならば、「五根の  
取る境が自境に局限されるように、」意根の「  
取る境」も「自境に」局限されることになる。

「なぜならば」『六生喻経』に、  
これら六根は、それぞれ異なる所行処を  
有し、それぞれ異なる境を有し、おのおの  
別々の所行処・境を樂求する。  
と説かれる「からである」。

「しかし、「六根が自境を取る」と経に説かれて  
も、実際には意根は通じて六境を取る。それゆ  
え、「五根が自境を取る」と経に説かれても、意  
根のように五根も他根の境を取る。したがって、  
ブドガラも五根によって識知される。、」

人は境界に非ず。

若し境界に非ざれば、應に是れ六識の所知とな  
るべからず。

若し爾らば「五根が自境のみを取る故、我を取  
らずといはば」、「五根が自境のみを取るが如く」  
意根「の取る境」も亦に「各」別と成るべし。

經に、  
六種の根の各別の行處、各別の境界有り  
て、「六根は」自自の行處・境界を樂欲す。

と云へることを通ぜざればなり。此の言は『六  
衆生我譬「経」』の中に於いて説けり。



触を縁と為して内に生ずる所の受の或いは  
楽或いは苦・不苦不楽と、広説乃至、意触  
を縁と為して内に生ずる所の受の或いは楽  
或いは苦・不苦不楽となり。

是れを一切の所〔通〕達・所〔遍〕知と名  
づく。

227ブドガラは所通達法・所遍知法のなかに説かれない

此の經文に由りて、一切の所〔通〕達〔法〕

・〔所遍〕知法は唯だ爾所（そこ）に（は）經中所説の  
眼などの法のみ有りと決判す。〔然るに〕此の  
中に補特伽羅有ること無し。

228ブドガラは識によつて識知されない 一五四上20 一五四上20 十四右10 四六五7 三〇五下10

故に、補特伽羅も亦た心に所識に非ざるべし。  
慧と識とは境が必ず同じなるを以つての故な  
り。

識であり、眼触であり、そして、眼触に縁

つて内に生じた楽・苦・不苦不楽の受、ない  
し、意触に縁つて〔内にき〕〔生じた楽・苦  
・不苦不楽の受〕なるもの、〔これら〕もであ  
る。

これが所通達・所遍知である法門のすべてで  
ある、と言われる。

と説かれた。

一五四上29 十四右6 四六五9 三〇五下6

それゆえ、これらの範囲内のもののみが所通  
達であり所遍知である、と確定される。〔しかし〕  
ブドガラは〔所通達・所遍知で〕あると確定  
され〕ない。

それゆえ、こ〔のブドガラ〕は所識でも  
ない。なぜならば、智と識との両者は同じもの  
を境にするからである。

### 第四目 「眼がブドガラを見る」ことの意味

229見られるブドガラは色蘊などに附された名称であるから、仮説なり 一五四上21 十四左1 四六五1 三〇五下11

〔犢子部の〕諸〔者〕が「眼が補特伽羅を見  
る」と謂ふは、心に、眼根が此の所有〔の色な  
ど〕を見ることなり、と知るべし。

〔これは〕非我〔の色など〕を見ることに於い  
て、我ありと見ると謂ふが故に、彼〔の補特伽  
羅論者〕は便ち悪見の深坑に墮墜す。

び〕色・眼識・眼觸と、眼觸の因縁に由りて

内に於いて生ずる受、謂はく苦・樂・不苦不  
樂等と、乃至、意觸の因縁に由りて内に於  
いて生ずる受、謂はく苦・樂・不苦不樂等と  
〔が所応知・所応識〕なり。

是れを一切所應知・一切所應識の法門と名  
づく。

此の經に由りて、若し所應知と及び所應識と

は唯だ此の量のみにして此れに於いて出でず、  
と決すること有れば、中に於いて人を説かず。

是の故に、人は決定して所應知に非ず。智と  
及び識との境界は同じなるが故なり。

そして〔「われわれは」眼によつてブドガラを  
見る〕というように看なすブドガラ論者たちは、

非我〔の眼・眼識〕によつて我を見るから、  
我見の処（ところ）に墮する。

我を執する諸人が説いて「我れ等は眼に由り  
て人を見る」と云ふは、

非我所に於いて我有りと見るが故に、彼れは則  
ち我見處の深坑に墮す。

故に、私は「次掲の『人契』經」の中に自ら此の義を決して「唯だ諸蘊に於いてのみ補特伽羅を説く」と謂へり。

ブドガラは五蘊に仮説されると説く經(第七經)を示す  
『人契經』に是くの如き説を作すが如し。

眼及び色を縁と爲して眼識を生じ、(眼・色・眼識の)三の和合して觸(を生じ)、(觸と)俱(時)に受・想・思を起こす。

中に於いて、後〔に説ける〕四〔蘊〕は是れ無色蘊にして、初〔めに説ける〕眼と及び色とは名づけて色蘊と爲す。唯だ此〔の無色蘊・色蘊〕の量のみによりて説いて名づけて人と爲す。

即ち此の中に於いて、義の差別に随ひて名想を仮立して、或いは有情・不悦・意生・孺童・養者・命者・生者・補特伽羅と謂ふ。

亦た〔此の中に於いて〕自ら稱して「我は眼にて色を見る」と言ふ。

復た世俗に随ひて「此の具寿は是くの如き名、〔婆羅門などの〕是くの如き種族、〔迦葉波などの〕是くの如き姓類、是くの如き飲食、是くの如く樂を受くること、是くの如く苦を受くること、是くの如き長寿、是くの如き久住、是くの如き壽際などを有す」と説く。

そして、「次掲の『人』經」に「五蘊そのものにおいてブドガラの名称がある」というこのことが世尊によって決定されている。

一五四上25 十四左3 四六五9 三〇五下14  
『人契經』に、

眼と諸色とに縁つて眼識が生起し、(眼・色・眼識の)三の和合が觸であり、觸と俱生するものが受・想・思である。

以上のこれら無色の四蘊と眼根・色〔の色蘊〕、これらの範囲内のものが人性と言われる。

こ〔の五蘊〕において、衆生・人・人間・若者・養者・士夫・ブドガラ・生命者・生き物というこの名称がある。

こ〔の五蘊〕において「私は眼によつて諸色を見る」というこの主張がある。

こ〔の五蘊〕においてまた「彼の長老はかくかくの名前であり、〔バラモンなどの〕かくかくの生まれであり、〔カーシャパなどの〕かくかくの種姓であり、かくかくの飲食をとり、かくかくの樂・苦を受け、かくかくの長寿であり、かくかく長く住し、かくかくの壽命の辺際がある」というこの言説がある。

「次掲の『人』經」の中に於いて、佛世尊は自ら了義を説いて「但だ五陰に於いて人を假名すと説く」と云へり。

『人經』の中に於いて説けり。

眼に依り色に縁りて眼識を生じ、三和合によりて觸を生じ、(觸と)共に受・想・作意等を生ず。

是の四種の無色陰と及び眼根並びに色〔の色陰〕といふ、唯だ此くの如き量のみを説いて人と名づく。

此の中に於いて諸名を立つ。謂はく、薩埵・那羅・摩菴闍・摩那婆・弗伽羅・時婆・布施・善斗なり。

〔此の〕中に於いて、「我れは眼によりて色を見る」と言ふことを立つ。

〔此の〕中に於いて世〔間〕の傳有りて「此の命者は此くの如き名、此くの如き姓、此くの如き種類にして、此くの如く食し、此くの如く苦・樂を受け、此くの如き長壽にして、此くの如く久住し、此くの如き壽際あり」と云ふ。

苾芻よ、當に、此れは唯だ名想なり、此れは唯だ自称なり、但だ世俗に随ひて仮りに施設して有り、と知るべし。是くの如き一切〔法〕は無常なり、有為〔法〕なり、衆縁より生じ、思に由りて造らるるなり。

と。

23結 一五四中6 四六五16 十五右2

世尊は恒に、

了義經に依るべし。

と勅したまふ。此〔の經〕は了義なり。応に異なりて積すべからず。

### 第三項 プドガラの実有を破す

第一目 一切法は十二処に撰まると説く經に反する

24有部所誦の經(第八經)

一五四中7 十五右3

四六五17 三〇五下25

又た〔經に〕

薄伽梵は梵志に告げて言はく、我れが「一切は有り」と説くは唯だ是れ十二処のみなり、と。

と〔説く〕。

若し數取趣が是れ〔十二〕処の撰に非ざれば、〔その〕体無きことは理として成ず。

諸比丘よ、以上のこれらは單なる名稱に過ぎず、これらは單なる自称に過ぎず、これらは單なる言説に過ぎない。これらすべての法は無常であり、有為〔法〕であり、思の所造であり、縁起したものである。と説かれた。

また、世尊は

了義經が依り所である。

と説かれた。それゆえ、〔このことは〕これ以上、検討されない。

また、同様に、〔經に〕  
バラモンよ、「一切が存在する」ということは、十二処の範囲内に限られる。と説かれた。

そこで、もしこのプドガラが〔十二〕処〔の撰〕でないならば、これは存在しないということが成立する。

比丘よ、此く如き事を唯だ名のみを量と爲し、唯だ言のみを量と爲し、唯だ傳のみを量と爲し。此くの如き等の一切法は無常なり、有爲なり、故意の所造にして、因縁に由りて生ず。

と。

此くの如き了義經、此の執する中に於いて、佛世尊は説きたまふ

依と爲し、量と爲せよ。

此の經は更に別に思量す可からず。

復た次に、別の經有りて説く。

婆羅門よ、若し「一切は有り」と説けば、唯だ是れ十二入のみなり。

と。

若し人が〔十二〕入の所攝に非ざれば、此の人は必ず定んで有らず、といふ此の義、則ち成ず。

若し是れ「十二」処の撰なれば、則ち応に、「数取趣は」是れ不可説なり、と言ふべからず。

もし「ブドガラが十二」処「の撰」であるならば、それでは、「ブドガラは」不可説なものでない「ことになる」。

若し人が「十二」入の攝なれば、「人は」不可言に非ず。

22 犢子部所誦の經(第九經) 一五四中10 十五右5 四六五19 三〇五下26

彼の「犢子」部の所誦の契經にも亦た言はく、

諸々の所有の眼、諸々の所有の色、

広説、乃至、

「諸々の所有の意、諸々の所有の法、」・芻よ、当に、如来は此れに斉りて一切を施設し、一切の有自体法を建立す、と知るべし。と。此「の十二処」の中に補特伽羅有ること無し。如何ぞ、此「の補特伽羅」に実体有りと説く可けんや。

また、彼「の犢子部」においても、つぎのよ  
うに、  
比丘よ、眼であるもの、色であるもの、

乃至広説、

「意であるもの、法であるもの、」比丘よ、この範囲内のものによつて、如来は一切を施設し、一切の施設を「施設」する。と誦誦され、「このなかにもブドガラは説かれ  
ない」。

彼「の犢子」部の中に於いて、此くの如き經有り。經に言はく。  
比丘よ、若しくは所有の眼、若しくは所有の色、

廣説すること、經の如し、

「若しくは所有の意、所有の法」唯だ此の量に由りて、比丘よ、諸佛如来は一切有を  
と説き、一切説を窮顯す。

## 第二目 我・我所の体は無いと説く經(第十經)を示す 一五四中13 十五右7 四六五20 三〇六上1

『頻毘娑羅契經』に亦た説く。

又た頻毘娑羅經の中に説く。

諸々の、愚昧・無聞の異生にして、「五蘊に」仮名「された我」に随逐して「その我を」計して「実」我と為す者有り。

諸比丘よ、我が「実」我であるというの  
は、凡愚・無聞の異生が施設されたものに  
追隨して「それを実我であると執著」する  
「ことである」。

比丘よ、嬰兒・無聞の凡夫は、假名の我の言に隨逐して「我執に墮」す。

「然れども」此「の五蘊」の中には我・我所の性有ること無く、唯だ一切衆苦の法体

しかし、こ「の五蘊」には我あるいは我所有はなく、この苦「なる法」が現に生じ、

「然れども」此の中に、我無く我所無く、唯だ苦「の法」の生ぜんと欲し、生ずるこ

のみ有りて、將と正と已とに生ず。  
と乃至広説す。

生じおえる。  
云々と説かれる。

とを得。  
廣く説くこと經の如し。

### 第二目 諸蘊に有情という名称を立てると説く經(第十一經)を示す

有る阿羅漢の苾芻尼にして世羅と名づくるものが、魔王の為に説く。

また、シャイラ(sāli)阿羅漢も惡魔について説いた。

一五四中<sup>16</sup> 十五右<sup>10</sup> 四六五<sup>22</sup> 三〇六上<sup>3</sup>  
有る阿羅漢の比丘尼にして、世羅と名づくるものが、魔王に対して此の偈を説いて言はく。

汝は、惡見趣に墮して  
空なる行の聚の中に於いて  
妄りに、有情有り、と執す。

有情がある、と「汝は」考えているのか。  
「そうであるならば」惡魔よ、汝は実に「惡」  
見に墮している。

智者は、「有情」有るに非ず、と達す。  
〔例へば〕衆分を攪ることに即して、  
仮想して立てて車と為すが如く、  
世俗にて有情を立つること、  
応に、諸蘊を攪りてなり、と知るべし。  
と。

この行の聚集は空であり、  
このなかには、有情は決して存在しない。  
例えば、諸部品の集積によって  
車という名称で呼ばれるように、  
そのように、諸蘊に依拠して  
世俗によって有情と説かれる。  
と。

〔例へば〕分を和合せるものに從へて、  
中に於いて車の名を説くが如く、  
此くの如く、諸陰に依りて、  
假りに名づけて衆生と説く。  
と。

### 第四目 プドガラプドガラの体は無いと説く經(第十二經)を示す 一五四中<sup>23</sup>

世尊は『雜阿笈摩』の中に於いて、婆羅門の  
婆陀梨ポダリの為に説きたまふ。

そして、『雜阿含「經」』にもパーダリ・バラ  
モン(bāḍaṅkī-brahmaṇa)について「つぎのように」  
説かれる。

十五左<sup>25</sup> 四六六<sup>25</sup> 三〇六上<sup>3</sup>  
『少分阿含「經」』の中に於いて、波遮利婆羅  
門の為に、此の偈を説きて言はく。

婆陀梨よ、諦らかに聴け、  
能く諸結を解く「教」法を。  
謂はく、心に依るが故に染なり、  
又た心に依るが故に淨なり。(一)

心が汚れるように「汚れ」、  
心が淨らかになるように「淨らかに」なる  
「ことを教え」、  
すべての繫縛から解放させる教法を、

波遮利よ、汝、聴け、  
能く諸結を解く「教」法を。  
此の心に由りて染有り、  
復た此の心に由りて淨なり。(一)

我には実に「実」我の性無きに、

顛倒するが故に「実我」有り執す。

有情も無く、「実」我も無し。

唯だ有因の法のみ有り。(二)

〔有因の法とは〕謂はく、十二有支の所攝の「五」蘊・「十二」処・「十八」界なり。

この一切を審思するに、

〔此れには〕補特伽羅無し。(三)

既に、内は是れ空なりと観ず。

外は空なりと観ずることも亦た爾なり。

能く空觀を修する者も

亦た都て「内・外に補特伽羅を」得可から

ず。(四)

と。

バーダリよ、汝は聞きなさい。(一)

我には「汚れや淨らかなることの本体としての」実我そのものは存在しないのに、

顛倒によつて「実我があると」妄分別される。

ここには、有情も「実」我も存在しない。

実に、これら諸法は、因を有するものであり、(二)

十二有支のみであり、

諸々の「五」蘊・「十二」処・「十八」界である。

これらすべて「の法」について審思しても、

ブドガラは了得されない。(三)

内に属するものは空であると觀察しなさい。

い。

外に在るものは空であると觀察しなさい。

空性を修習する「觀行者」である」ところの彼れも、「内・外に」いかなる「ブドガラ」も得られない。(四)

と。

我なる者には私の體無し。

顛倒するが故に「私の体有りと」分別す。

我も無く衆生も無し。

唯だ法は謂はく因の果なり。(二)

有分は唯だ十二のみにして、

唯だ「五」陰・「十二」入・「十八」界のみ有り。

熟思尋するに、此の法には

人は實に得可からず。(三)

内は是れ空なりと観ずるが如く、

外を觀ずることも亦た是くの如し。

此「の内・外」の二に「人を」得可からず、

と空に及ぶ義を能く修す「る者は見る」。

と。

第五目 執我の五失を説く經(第十三經)を示す 一五四下、一五六右

經に説く。

我を執するに五種の失有り。謂はく、

(一) 我見及び有情見を起こし、悪見の趣に墮す。

(二) 諸外道に同ず。

(三) 「正」路を越えて「邪路を」行ず。

(四) 空性の中に於いて心が悟入せず、淨信すること能はず、安住すること能はず、解脱〔涅槃を〕を得ず。

(五) 聖法が彼(の執我の身中)に於いて(惑に覆障され) 清淨なること能はず。

と。

四六六上、三〇六上

復た有る經に説く。

我執の中に五種の過失有り。謂はく、

(一) 我見・衆生見を起こし、見處に墮す。

(二) 外道と異ならず。

(三) 僻(よこしま)に邪道を行ずる心有り。

(四) 空義に入らず、淨信心を生ぜず、中に於いて住せず。

(五) 此の人に於いて、聖法が清淨なることを得ず。

と。

同様に、「經につきのように」説かれる。

我を了得することには五の過失がある。

(一) 我見があり、有情見があり、「命見がある(ヤ)」。

(二) 諸外道との区別がなくなる。

(三) 邪道を行じるものになる。

(四) 空性に対してこ(の人)の心が悟入せず、淨信せず、安住せず、解脱しない。

(五) こ(の人)にあつては、諸々の聖法が清淨にならない。

と。

### 第三節 プドガラについての犢子部と論主との論争

#### 第一項 上掲の経を聖教量と認めない犢子部の説を破す

〈犢子部〉 此れは皆な量に非ず。

〈論主〉 所以は何ん。

〈犢子部〉 我が部の中に於いて會つて〔これらの経を〕誦せざるが故なり。

〈論主〉 汝が宗にて、是れ量なり、と許すは、部と爲んか、仏言と爲んか。

若し部が是れ量ならば、仏は汝の師に非ずして、汝は釈子に非ず。

若し仏言〔が是れ量〕ならば、此れ〔上掲の諸經文〕は皆な仏言なり。如何ぞ量に非ざらんや。

〈犢子部〉 彼れは謂はく、此〔の經文〕は皆な眞の仏言に非ず、と説けばなり。

〈論主〉 所以は何ん。

〈犢子部〉 我が部にては〔此の經文は〕誦せざるが故なり。

〈論主〉 此れは極めて非理なり。

〈犢子部〉 非理とは何ん。

彼ら〔犢子部〕はこのような經文を量〔正しい根拠〕としない。

何故にか。

我が部においては〔此の經文は〕こ〔の經〕は誦誦されない、と〔言うからである〕。

また、彼ら〔犢子部〕にとつては部そのものが量であるのか、あるいは仏語〔が量〕であるのか。

もし部そのものが量であるならば、しからは、〔仏語が量でないから〕こ〔の〕彼らの師は仏陀でないし、そして、彼らは釈子でもない。

また、仏語が量であるならば、この經文がどうして量でないのか。

なぜならば、こ〔の經文〕は仏語ではない、と伝説されている〔Kīā〕からである。

何故にか。

我が部においては〔これは〕誦誦されない〔と伝説されている〕からである。

これは非理になる。

この場合、何が非理であるのか。

一五四下<sup>5</sup> 十六右<sup>5</sup> 四六六<sup>5</sup> 三〇六上<sup>5</sup>

彼〔の犢子部〕は此の文を以つて依量と爲さず。

何を以つての故なるか。

此の文は我が部の中に於いて誦説する所に非ず。

〔彼れは〕部を以つて爲んか、依量と爲すと爲んか、佛の言を以つて依量と爲すと爲んか。

若し部を取りて依量と爲さば、佛世尊は彼れに於いては則ち正教師に非ず。彼れは便ち釋迦種の子に非ず。

若し佛の言を取りて依量と爲さば、此くの如き等の文句を、云何が取りて依量と爲ざらんや。

彼れは云はく、此くの如き等の文句は是れ佛の言に非ざればなり。

云何が佛の言に非ざるか。

我が部の中に於いて〔此の文句は〕昔より誦する所に非ざるが故なり。

今〔の彼れの言〕に於いては非理の事が起り。

此の中、何の非理有るか。

〔論主〕 是くの如き經文は、諸部が皆な誦して、法性及び余の契經に違せず。而るに、敢へて中に於いて輒たま々々非\*撥を興して、我れは「此の經文を」誦せざるが故に「此の經文は」真の仏言に非ず、といふは、唯だ縦ほしままに凶狂するのみなるが故に、極めて非理なり。

他の部のすべてにおいて、或る經文が誦持され、そして、「この經文が」經や法性に違害しないのに、こ「經文」は我々によって誦誦されないから仏語でない、と説くことは、單なる強引なこじつけに過ぎない(satasa-nāra)。

\*「非」大正本「誹」大正脚註異本

此の文句は是れ一切の餘部の續誦する所にして、此の文句は佛經に違はず、及び法爾なり。「然るに、此の文句は」我れ等に由りて續誦せざるが故に此れは佛の言に非ず、といふ此の言は、一向に正思量に非ずして、但だ強に由りて作せるものなり。

## 第二項 プドガラは認識対象として説かれぬから存在しない

### 第一目 一切法はプドガラと一なるゆえ非我なり、との説を破す

・プドガラは法境に摂まらないので意識の所識にならない 一五四下二

又た彼の「犢子」部に於いては、豈に此の經「即ち」「一切法は皆な非我性なり」と謂ふ「經文」無からんや「否有り」。

また「一切法は非我である」というこの經も彼「れら犢子部」には存在しないのか「否、存在する」。

十六右一〇 四六六三 三〇六上二  
彼「の犢子部」に於いて此の經無しと爲んや。謂はく、一切法は無我なり「と説く經無しと爲んや」。

若し、彼「の犢子部」の意は、補特伽羅は所依の「五蘊」法と不一不異なるが故に、「不一なるによりて」「一切法は皆な非我なり」と説く、と謂はば、既に爾らば、応に「法境の所摂に非ざる補特伽羅は」意識の所識に非ざるべし。

「一切法が非我であると説かれるのは、」プドガラは「五蘊」法であるとも決して言われないし、また「五蘊」法とは別ものであるとも「言われ」ない「ので、プドガラが五蘊法でない点」からである、と「犢子部が」考えるならば、このようであるならば、しからば、「プドガラは法境に摂まらないので」意「識」によって識知されるものが成立しない。

若し、汝「犢子部」が、人は是れ「五蘊」法なりとも説かず、人は「五蘊」法と異なりとも説かざる「が故に、人が法と一ならざるによりて一切法は無我なり」と言はば、若し爾らば、此の人は應に意識の所知に非ざることを成すべし。

「根・境のマ、カ」二に縁りて識を生ず」と經に決判するが故なり。

なぜならば、「根・境のマ、カ」二に縁って識が生起する」ということが「經に」確定されているからである。

「根・境のマ、カ」二に縁りて識は生ずることを得」と經文に決するに由るが故なり。

第二目 想顛倒などの対象(非我の蘊・処・界)を説く経(第十四經)を示す

〔論主〕 又た余の經に於ける〔次の所説〕を如何にして会釈するや。謂はく、契經に、

非我〔の法〕を我なりと計すれば、此の中に具さに想・心・見の倒有り。

と説く。

〔論主〕 我なりと計することが倒と成るは、非我〔の法〕に於いて〔我なりと計するを〕説く。我に於いて〔我なりと計するは倒と〕言はず。何ぞ煩\*はしく会釈せんや。

〔論主〕 非我〔の法〕とは何ぞ

〔論主〕 謂はく、蘊・処・界なり。

〔論主〕 「非我の法が蘊・処・界ならば、我は蘊に非ざるが故に」便ち前に「〔論主の〕」補特伽羅は色等の蘊と不一不異なり」と説けることに違す。 \*「煩」『俱舍論』II「須」『宝疏』

ここでまた、つぎのように〔經に〕、

非我のものに対して我であると〔思うこと〕が、想顛倒・心顛倒・見顛倒である。

と〔説かれること〕が考察される。

非我のものに対して我であると〔思うこと〕は顛倒であるが、しかし、我に対して〔我であること〕は〔顛倒では〕ない。

また我でないものとは何か。

蘊・処・界である。

〔非我のものが蘊・処・界であるならば、我は蘊でないから〕まず前に「〔ブドガラは〕諸色〔蘊〕であるとも〔諸色蘊で〕ないとも説かれるべきでない」と〔論主〕によつて、説かれたところの、これはまず切り離される。

一五四下<sup>9</sup> 十六左<sup>10</sup> 四六七<sup>11</sup> 三〇六中<sup>12</sup>

此の文の中に於いて、汝は云何にして分別して救難するや。經に言はく、

無我に於いて我ありと執するは、是れ想倒・心倒・見倒なり。

と言ふ〔文〕を。

無我に於いて我ありと執するが是れ顛倒にして、我に於いて〔我ありと執するは顛倒に〕非ず。

何が非我なるか。

諸々の陰・入・界なり。

汝が前に云へる「我は是れ色なりとも非色なりとも説く可からず」といふ此の言は、最も忍ぶ可からず。何を以つての故なるか。

第三目 等随觀見の対象(五取蘊)を説く経を示す

又た余の經に説けり。

苾芻よ、当に知るべし。一切の沙門・婆羅門等の諸有の、我を執して等随觀見するもの一切は、唯だ五取蘊に於いてのみ起す。

と。故に、我に依りて我見を起すこと無し、但だ非我の法に於いて妄分別して我と為す。

また他の經に、

諸比丘よ、諸沙門あるいは諸婆羅門の誰であれ、我であると〔思つて〕隨觀見するにあたり、彼らのすべてはこれら五取蘊のみを〔我であると思つて〕隨觀見する。

と説かれる。それゆえ、すべての我執は、非我のものに対してのみ〔起すの〕であり、「我

餘の經に於いて説けり。

比丘よ、若し沙門・婆羅門が我有りと觀執すること有れば、彼の一切は但だ五取陰に依りて此の觀執を起す。

是の故に、一切は我に於いて我執を起さず、「非我に於いて起す」。

又、余の經に言はく。  
第四目 憶念の対象(五取蘊)を説く經を示す 一五四下<sup>23</sup> 十六左<sup>9</sup> 四六七<sup>7</sup> 三〇六中<sup>8</sup>

諸有の、種種の宿〔世〕の住を已に憶し、  
正に憶し、當に憶すべきものの一切は、唯  
だ五取蘊に於いてのみ起こす。

同様に、

誰であれ、多種の宿世の生活を随憶念するに  
あたり、已に随憶念した者も、現に随憶念して  
いる者も、あるいは随憶念するであらう者も、  
彼れらのすべてはこれら五取蘊のみを〔随憶念〕  
する。

と。故に定んで、補特伽羅有ること無し。

と説かれる。

復た有る經に説けり。

若し諸人が能く種種の宿〔世〕の住を憶  
すること有れば、已に憶し、正に憶し、當  
に憶すべき彼の一切は唯だ五陰に依る。

### 第三項 犢子部の反論を会通する

#### 第一目 「我れは宿世に色などを有せり」と説く經文の解釈

二犢子部：「我れ」はブドガラを指す 一五四下<sup>25</sup> 十六左<sup>10</sup> 四六七<sup>9</sup> 三〇六中<sup>10</sup>  
若し爾らば(五取蘊のみを憶するならば)、何  
に縁りて此の經には復た「続けて」、

我れは過去世に於いて是くの如き色等を  
有す。

と説けるや。「我れ」は補特伽羅なり」

もしこのよう〔に五取蘊のみを随憶念し、ブ  
ドガラを随憶念しない、という〕ならば、な  
ぜ〔世尊は引き続いて〕、  
私は過去世において〔このようなき〕色  
を有していた。

と言われるのか。「私」はブドガラを指す、

若し爾らば(五陰のみを憶するならば)、此の  
經に「続けて」云何が此の言、「即ち」

我れには此くの如き色等が宿世に於いて  
已生せり。

と説けるや。「我れ」は人なり」

論主：…過去世の多利那にわたる相続のうえに我を仮説する

二有情が宿世に色などを有したことを示す 一五四下<sup>26</sup> 十七右<sup>1</sup> 四六七<sup>10</sup> 三〇六中<sup>11</sup>

此〔の「我れ」云々〕の経〔説〕は、「宿住智を以つて」宿生の「相続〔身〕」の中に「仮説せる我の」有せし種種〔の色等の〕の事を能く憶す、といふことを顯さんが為なり。

「此の経に於いて」若し、実有の補特伽羅が過去生に於いて能く色等を有す、と見れば、如何んぞ〔聖人が〕身見を起す失に墮するに非ざらんや。

或いは、応に誹撥して此の経無しと言ふべし。

是の故に、此の経は〔五蘊〕總〔体〕の仮我に依りて、色等を有す、と言へり。〔この仮我は〕聚の如し、流れの如し。

〔「私」云々の経説は、〕このように〔宿世における〕多種〔の生活〕を随憶念する人々〔が、このように〕〔宿世において有した色などを〕〔随憶念すること〕を説示する。

〔「この経について」もし、ブドガラが色を有する、と見るならば、有身見に陥るであろう。〕

しかし、この場合には、〔この経を〕誦説しないことこそが救いとなるであろう。

それゆえ、聚集や流れなどのように、ブドガラは施設された存在である。

此〔の「我れ」云々〕の言は、宿〔世〕の住を能く憶する人が多種の宿〔世〕の住〔を有せしこと〕を能く憶す、といふことを顯さんが爲なり。

若し、人が色を有す、と見れば、應に身見の過失に墮すべし。

若し我を説かざれば、一切の色等は則ち属する処無きが故に、〔此の経に〕「我れ」と仮りに説く。此〔の我〕の言は我〔人〕を顯はさんが爲〔に説く〕にあらず。

是の故に、人は是れ假名有なり。譬へば聚・流等の如し。

## 第二目 一切智者が一切法を知る方法

若し爾らば〔補特伽羅が五蘊聚集の仮我ならば〕

〔世尊は〕應に一切智〔者〕に非ざるべし。〔常に有りて〕能く一切法を知る心・心所無ければなり〔無心心所能知一切法〕。〔その所以は〕利那利那に、異なる〔心・心所〕の生滅するが故なり。

もしこのよう〔にブドガラが五蘊聚集の仮我〕

であるならば、しからば、仏陀は一切智者でないことになる。なぜならば、〔心心所は〕利那的存在であるので、〔常に有りて〕一切を知るであろうところのいかなる心あるいは諸心所も、存在しないからである。

若し爾らば〔人が五陰聚集の仮我ならば〕

佛世尊は應に一切智人と成るべからず。何を以つての故にといふに、〔常に有りて〕能く一切法を知る心と及び心法有ること無ければなり〔無有心及心法能知一切法〕。〔その所以は、心心所法が〕利那利那に生滅するが故なり。

若し我有りと許さば、「我は利那に滅せずして多時を経て停まりて、一切法を」能く遍知す可し。「故に、世尊は一切智者なり」

論主、仏陀は相続身中に自在に遍知する功能があるので一切智者なり 一五五上<sup>8</sup> 十七右<sup>9</sup> 四六七<sup>10</sup> 三〇六中<sup>11</sup>  
「我が知るとせば」補特伽羅「なる我」は則ち心に常住なるべし。心の滅する時にも此「の補特伽羅」は不滅なり、と許すが故なり。

是くの如くならば、便ち汝が所許の「補特伽羅は不常不断なりとの」宗を越ゆ。

我等は、仏は一切に於いて能く頓に遍知するが故に一切智者と名づく、とは言はず。

但だ、相続に堪能有るに約するが故「一切智者と名づくる」なり。謂はく、仏の名を得る諸蘊の相続に、是くの如き殊勝なる堪能、「即ち」纔かに作意する時に知らんと欲する所の境に於いて無倒の智の起る「といふ殊勝なる堪能」を成就するが故に、「一切智〔者〕と名づく。一念に於いて能く頓に遍知するに非ず。

故に、此の中に於いて是くの如き頌有り。

「火の」相続に「一切を焼く堪」能有るに由りて、

火が一切を食するが如く、

しかし、ブドガラは「一切を」知るであろう。「したがって、仏陀はブドガラによって一切を知るから一切智者である。」

このよう「にブドガラが一切を知る」ならば、しからば、心の消滅するときにもブドガラは消滅しないことが容認されるから、こ「のブドガラ」は常住である、と容認されている。

しかし、われわれは、一切「の対象」に対して「瞬時に『曇紅』」智が現前するから仏陀が一切智者である、と説くのではない。

しからば、どうであるのか。

「相続体に」功能があるから「一切智者」である。すなわち、仏陀と称されるこの相続体であるところの彼れには、「知ろうと、欲するものに心を向けるだけで「それについての」非顛倒の智が生起するという、この機能が存在するから「一切智者と称されるの」である。

そこで、このことについて言う。

喩えば、「火は」相続することによって「一切を焼き尽くす」機能を有するものであるから、

火が一切を食べ尽くすと考えられるように、

是の故に、人は「一切を」能く知る。「故に、世尊は一切智人なり。」

若し爾らば（人が一切を知るならば）、心の滅する時にも、人は不滅なりと執するに由るが故に、汝は則ち已に、人が是れ常住なり、と許すことを信ずべし。

我等は、一切の境に於いて智が一時に現前することに由りて佛世尊は是れ一切智なり、とは説かず。

若し爾らざれば、此れは云何。

是れ「諸陰の」相續を稱して佛と爲す。「佛の諸蘊の相続には」此くの如き勝能、「即ち」随「意」に知らんと欲する所の境の中に於いて唯だ心を廻することのみによりて智の無倒なるものを生ずる「といふ勝能」有るが故に、「一切智〔者〕と稱す。

此の中に偈を説く。

「火の」相續に「一切を焼く勝」能有るに由りて、

火が一切を食す、と稱す。

是くの如く「相統に堪能有るによりて」一切智「者」なり。  
頓に遍知することに由「りて一切智者なるに非ず」。

23 相統身中に一切法を知る功能のある根拠

〈犢子部〉如何にして、相統に「堪能有るに」約して一切法を知ると説き、我（補特伽羅）が「一切法を」遍知するに非ず、と知ることを得るか。

〈論主〉仏世尊には三世有り、と説けるが故なり。何処に於いて説けるか。有る頃に言ふが如し、

若しくは過去の諸仏、

若しくは未來の諸仏、

若しくは現在の諸仏、

「これらの諸仏は」皆な衆生の憂を滅す。

汝が宗にては、唯だ「五」蘊のみに三世有りて、数取趣には「三世有るに」非ず、と許すが故に、定んで応に爾なる（相統に約して智を説く）べし。

說一切有部俱舍論 卷第二十九

同様に、「相統体に功能があるので」一切智者と認められるけれども、  
瞬時に一切「の對象」を知るから「一切智者と認められるの」ではない。

一五五上12 十七左4 四六七20 三〇六中24

「一切智者と称されるのは、相統体に自在に知る功能があるからであり、ブドガラにこの功能があるからではない、という、」このことは、どのようにして理解されるか。

「経に」「過去「の諸仏」など」と説かれるからである。すなわち、

過去の諸等覚者なるものも、そして、

未來の諸仏なるものも、そして、

現在の等覚者なるものも、

「これらの諸仏は」多く「の衆生」の憂を除く。

と。そして、汝らによって、諸蘊のみが三世に属すると認められるが、ブドガラは「三世に属さ」ない「と認められるからである」。

「一切智者が」遍知すと説くことも亦た然（相統に勝能有るに由る）なり。  
俱「時」に悉く解するに由「りて、一切智と称するにあ」らず。

「相統に勝能有るに約して一切智者と称される」此の義は、云何にして知る可きか。

過去等の「三」世「の佛」を説くに由るが故なり。偈に曰ふが如し。

是れ過去の諸佛なるも、

是れ未來の諸佛なるも、

是れ現在世の佛なるも、

「これらは」能く衆生の憂を除く。

汝等は、但だ五陰のみに三世有りと許し、人に「三世有り」と許すに非ず。

破執我品第九之二

第三目 重担を荷う者がブドガラである、と説く經について

〔犢子部〕…重担を荷うものがブドガラであるゆえ、  
〔犢子部〕 若し唯だ五取蘊を補特伽羅と名づけば、何が故に世尊は是くの如き説を作したまふや、〔即ち〕

吾れは今、汝の爲に、諸々の重担と重担  
を取ることに捨することと重担を荷ふ者と  
を説かん。

と。〔五取蘊が補特伽羅ならば、此の經中に「重  
担を荷ふ者」等と説くべからず。〕

〔論主〕 「五取蘊が補特伽羅ならば」何に縁り  
てか、此に於いて仏は応に「重担を荷ふ者な  
どと」説きたまふべからざらん。

〔犢子部〕 応に「所荷なる」重担を即ち能荷と  
名づくべからず。「重担を荷ふ者とは補特伽羅な  
り。V.11」

〔論主〕 所以は何ん。

〔犢子部〕 曾って未だ「重担が重担を荷ふ者な  
ることを」見ざるが故なり。

ブドガラは実有 一五五上33 一右6 四六八一

もし諸蘊そのものがブドガラであるならば、  
何故、「世尊は」つぎのことを言われるのか。〔す  
なわち〕

諸比丘よ、汝らのために、「私は」重荷と重  
荷を取ることと重荷を捨てることと重荷を  
担う者とを説きましょう。

と。〔諸蘊がブドガラであるならば、この經に「重  
荷を担う者」などと説かれなからう。〕

〔諸蘊がブドガラであるならば〕何故、こゝの  
重担を担ふ者など」のことが説かれるべきでな  
いのか。

なぜならば、重荷そのものが重荷を担う者で  
あることは、理に合わないからである。「重荷を  
担う者とはブドガラである、ということが意趣  
されている。V.11」

いかなる理由でか。

なぜならば、このように「重荷が重荷を担う  
者であること」は現見されないからである。

三〇六中27

若し唯だ五陰を人と名づけば、云何ぞ此の經  
を説きたまふや。經に云はく、

我れは今、汝の爲に、重擔と重擔を取る  
ことと重擔を捨することと重擔を荷負する  
ものとを説かん。

〔五陰が人ならば、〕云何が此〔の重担を荷負  
する者など〕の言は説く可からざらん。

重擔が自ら重擔を荷負すること能はざるが故  
なり。「重担を荷負する者とは人である。』」

云何が、此の事、能はざらん。

〔重担が重擔を荷負する者なることは〕曾っ  
て見る所に非ざるが故なり。

ハ論主難：不可説であるブドガラを能荷者と説く失

二ブドガラが不可説でなくなる 一五五上<sup>26</sup> 一右<sup>8</sup> 四六八<sup>4</sup> 三〇六下<sup>3</sup>

〔補特伽羅が重担を荷ふ者なり、と説かば、補特伽羅は〕不可説なり、と〔説く〕事も亦た応に説くべからず。

所以は何ん。

亦た未だ〔不可説の事を説くことを〕見ざるが故なり。〔若し説けば、即ち可説なり。セ〕

三も重担を取るもの(渴愛)も蘊の摂でないことになる 一五五中<sup>1</sup> 一右<sup>6</sup> 四六八<sup>4</sup> 三〇六下<sup>3</sup>

又た〔重担を荷ふ者が補特伽羅が諸蘊の所摂に非ざるが如く、〕重担を取る〔者〕も応に蘊の摂に非ざるべし。

重担が自ら〔重担を〕取ること、曾って未だ見ざるが故なり。然るに、経に、

愛を〔重〕担を取る者と名づく。

と説けり。既に即ち〔愛は〕蘊の摂なり。

〔故に、重担を〕荷ふ者〔なる補特伽羅〕も応に然なる〔蘊の摂なる〕べし。即ち、諸蘊に於いて数取趣を立つ。

ハ論主釈経

二経文はブドガラが施設有であることを示す

然るに、〔犢子部の如く〕此の補特伽羅が是れ不可説・常住・実有なり、と謂ふことを恐るるが故に、此の経〔中〕にて後に仏は自ら釈して

〔次の如く〕言はく、〔即ち〕

〔ブドガラが重荷を担う者である、と説くならば、ブドガラが〕不可説であることも、理に合わない。

いかなる理由でか。

なぜならば、このように〔不可説なものについて説くこと〕は、現見されないからである。

そして〔重荷を担うブドガラが諸蘊に包摂されないように、〕重担を取る〔者〕もまた蘊に包摂されない過失に陥るからである。

一五五中<sup>4</sup> 一右<sup>11</sup> 四六八<sup>5</sup> 三〇六下<sup>3</sup>

重荷を担う者について、世尊によって、

〔人が重担を荷負する者なり、と説けば、人は〕不可言なり〔と説くこと〕も亦た言ふ可からず。

此の〔不可言の事を言ふ〕事は、曾って見る所に非ざるが故なり。

復た次に〔重担を荷負する我が諸陰の摂に非ざるが如く、〕應に、重擔を取る〔者〕も陰の所攝に非ず、と立つべし。

此〔次〕の義を成ぜんが爲の故に、佛世尊は、重擔を荷負する人を分別して、

但だ世俗に随つて、此の具寿には是くの如き名有り、と説く。

と乃至広説す。上の所引の『人経』の文句の如きは、此の補特伽羅が可説・無常・非実有性なることを了ぜ令めんが為なり。

五蘊を重担を荷う者と名づける理由 一五五中<sup>8</sup> 一左<sup>3</sup> 四六八<sup>7</sup> 三〇六下<sup>7</sup>

五取蘊が自ら相い逼害することに即して重担の名を得。前前の刹那〔の五取蘊〕は後後〔の刹那の五取蘊〕を引く〔荷ふ〕が故に〔前刹那の五取蘊を〕名づけて〔重担の能〕荷者と為す。故に実有の補特伽羅〔を名づけて能荷者と為す〕に非ず。

#### 第四目 化生を撥無することは邪見である、と説く経について

二犢子部、経を引く 一五五中<sup>6</sup> 一左<sup>5</sup> 四六八<sup>6</sup> 三〇六下<sup>6</sup>

補特伽羅は定んで応に実有なるべし。契経に、

諸々の、化生有情を撥無すること有るは、邪見の撰なり。

と説くを以つての故なり。

この尊者はこのような名称を有し、ないし、このように長い間にわたつて住し、このような寿命をまつとうする。

と説かれるのは、この彼〔のブドガラ〕がこ〔こに説かれた〕ように、〔施設有であること〕了知されるが、それと相違して〔実有のブドガラが〕常住あるいは不可説であると了知されてはならない、という〔ことを示す〕目的のためである。

是れ命者は此くの如き名、此くの如き姓、乃至、此くの如き久住、及び壽際なり。

としたまふ。〔此れは〕應に知るべし、是れ重擔を荷負すと名づくる〔人〕は、別物として意知して、或いは常住と爲すと執し、或いは不可言と爲すと執することを作すこと勿れ、と。

そして、諸蘊そのものが諸蘊を逼害するようにはたらし、前〔刹那の諸蘊〕が後〔刹那の諸蘊〕を逼害するということによつて、〔逼害する諸蘊は〕重荷でもあり、〔逼害される諸蘊は〕重荷を担う者でもある、と考えて〔経にそのように〕説かれた。なぜならば、逼害の意味で重荷と〔説かれる〕からである。

諸陰は自ら能く諸陰を滅す〔るが故に、重担と名づく〕。謂はく、前の陰が後の陰に於いて重擔を荷負する義を顯はさんが爲の故に、此の文を説く。

ブドガラはまさしく存在する。なぜならば、

化生の有情が存在しないと〔考えること〕は、邪見である。

と〔経に〕説かれるからである。

必ず定んで人有り。何を以つての故なるか、といふに、此の経に、

自然生の衆生無しといふ此の執は、是れ邪見なり。

「化生有情は五蘊であり、ブドガラではない  
誰か「化生有情有ること無し」と言ふ。

仏の所言の如く、我れも「化生有情を有り」と説くが故なり。

謂はく、「[五]蘊の相統して能く後世に往くこと、胎〔生〕・卵〔生〕・湿〔生〕に由らざるを化生有情と名づく。此〔の化生有情〕を撥〔無〕して無と為すが故に、「この見は」邪見の撰なり。化生する諸蘊は理実には有るが故なり。

一五五中二 一左の 四六八の 三〇六下<sup>6</sup>

そこで、誰が「化生の有情は存在しない」という、このようなことを言ったか。

実に有情が存在するように、そのように世尊が『人経』において分別された和我々は言う。それゆえ、およそ、来世に化生する有情と称される〔五〕蘊の相統を撥無する者、彼れには「化生の有情は存在しない」というこの邪見がある。なぜならば、諸蘊は化生するからである。

何人か「自然生の衆生無し」と説く。

佛世尊が衆生を分別したまふが如く、我れも「亦た爾なり〔自然生の衆生有り〕」と説く。

是の故に、若し人は、餘生の中に於いて自然生の五陰の相續にして世\*間にて立てて自然生の衆生と名づくるものを撥無せば、此の人は邪見〔即ち〕「自然生の衆生無し」と謂ふ〔見〕を起こす、と説く。諸陰の自然に生ずること有るに由るが故なり。 \* 「世」宮本|| 「世一」大正本

ブドガラを撥無する邪見は存在しない

一五五中<sup>14</sup> 一左<sup>9</sup> 四六八<sup>12</sup> 三〇六下<sup>13</sup>

又た、此の邪見が補特伽羅を謗ることなりと許さば、汝等は応に、是〔の邪見〕は何所断なるか、を言ふべし。

〔此の邪見が〕見〔所断〕・修所断なること、理として並びに然らず。補特伽羅は〔四〕諦の撰に非ざるが故なり。〔亦た〕邪見は応に修所断なるべからざるが故なり。

この邪見がブドガラを撥無することであるならば、「この邪見は」何の所断になるであろうか。

実にこ〔の邪見〕が見〔所断〕・修所断であることは理に合わない。なぜならば、ブドガラは〔四〕諦に撰まらないからである。

是れ汝の所説の、人を撥〔無〕することが邪見なり、とせば、「この邪見は」何諦を見て滅せらるるか。

此の邪見は、應に見諦に由りて滅すべからず、亦た應に修道に由りて滅すべからず。何を以つての故なるかといふに、人は四諦の攝に屬せざるが故なり。

## 第五目 「一のブドガラが生じる」と説く経について

「一のブドガラ」と説く点について論主破：…五蘊の総聚を「一のブドガラ」と説く

一五五中<sup>11</sup> 二右<sup>1</sup> 四六八<sup>11</sup> 三〇六下<sup>10</sup>

若し経に、

〔経に〕

若し汝が、有る別な經を證と爲して、人は〔五〕陰に非ざることを顯す、〔即ち〕經に、

一の補特伽羅有りて、世間に生じ在す。

と説ける〔この補特伽羅は〕応に蘊に非るべし、と〔犢子部が〕謂はば、〔これも〕亦た理に応ぜず。

此れは総〔蘊の聚〕の中に於いて仮りに〔一〕〔補特伽羅〕と説くが故なり。

世間において、〔衆多の極微を〕一麻・一米、

〔多くの穀麦を〕一聚、〔多念の音声を〕一言と説くが如し。

世間において一のブドガラが現起して生起する。

と説かれるから〔このブドガラは〕諸蘊ではない、と〔犢子部が〕いうならば、そうではない。

なぜならば、集合しているものに対して、「一」と仮説するからである。

例えば、世間で〔八事から成つていても〕〔一〕一胡麻・一穀物〔という〕がごときであり、そして〔多くの豆を〕一聚集、〔多音節を〕一語〔という〕がごときである。

一の人が世間に於いて向生して生ずることとは、多くの人を利益し安樂せんが為なり。

と言へり、廣説すること經の如し、此の經の言に由るが故に、人は〔五〕陰に非ず、と言はば、是の義は然らず。

聚の中に於いても一を假説するに由るが故なり。

譬へば、〔八事所成なるも〕一麻・一米と説き、

或いは〔多音の〕一聚に於いて一言と説くが如し。

〔亦た〕一山・一屋と説くが如し。

〔一〕ブドガラが生じる」と説く点について論主破：生じるものは有為法であるからブドガラも有為法になる

〔二〕論主破、非有為法非無為法であり蘊と不一不異であるブドガラを破す

〔三〕非有為法非無為法としてのブドガラを破す

〔四〕論主難：ブドガラは生じるので有為法になる 一五五中<sup>16</sup> 二右<sup>8</sup> 四六八<sup>16</sup> 三〇六下<sup>20</sup>

或いは、補特伽羅は応に、有為〔法〕の撰なり、と許すべし。

〔前掲の〕契経に、

世間に生〔じ在〕す。

と説けるを以つての故なり。

あるいは、ブドガラは有為〔法〕である、と説かれるべきである。

〔なぜならば、ブドガラは〕生起を有すること

が認められるからである。

應に、人は即ち是れ有為なり、と説くべし。

汝は、〔人が〕生ずることを有す、と許すに由るが故なり。

〔五〕犢子部救：ブドガラが生じるとはブドガラが別の蘊を取ることである 一五五中<sup>20</sup> 二右<sup>4</sup> 四六八<sup>16</sup> 三〇六下<sup>21</sup>

此に言ふ「生」は、蘊の新たに起こるが如きに非ず。

諸蘊が新たに出現するから〔生起する〕ように、そのように彼〔のブドガラ〕が生起するのではない。

何の義に依りて「世間に生じ在す」と説くか。

爾らざれば、云何。

陰にして先に未だ有らざるものが後に有るが如くに人も生ずといふことは、爾らず。

これは今時、「補特伽羅が<sup>レ</sup>」別の蘊を取る義に依りてなり。

世間において、能祠者の生じ、記論者の生ずと説くが如きは、「有情が」明論を取るが故なり。

又た「世」間において、苾芻の生ずること有り、外道の生ずること有りと説くが如きは、「有情が」儀式を取るが故なり。

或いは世「間」において、老者の生ずること有り、病者の生ずること有りと説くが如きは、「有情が」別の位を取るが故なり。

### 433論主破

○經によつて、ブドガラが別蘊を取ることを破す

「作者は認められない」と説く勝義空經  
『勝義空契經』の中に説けるが如し。

業有りて異熟有るも、作者は得可からず。謂はく、能く此「生」の蘊を捨し及び能く余「生」の蘊を続ける「作者は得べからざる」なり。唯だ「五蘊相統の<sup>レ</sup>」法に仮「立せられた作者」を除く。

と。故に、仏は已に遮したまへり。

『能取者は無い』と説く頗勒具那經  
『頗勒具那契經』に亦た、

「ブドガラが」別な蘊を取るからである。

例えば、「有情が」明知論を「習」取するから、祭祀者が生じ、文法家が生じると言われ、

「有情が」儀式を「受」取するから、比丘が生じ、遊行者が生じると「言われ」、

「有情が」別な状態を「受」取するから、老人が生じ、病人が生じる（といわれる）、ということがときである。

○經によつて、ブドガラが別蘊を取ることを破す

『勝義空契經』のなかで、  
「作者は認められない」と説く勝義空經  
一五五中25 二右7 四六八19 三〇六下25  
そうではない。遮されているからである。すなわち、世尊が『勝義空經』のなかで、

諸比丘よ、このように実に業は存在し「業の」異熟は存在するけれども、しかし、法として仮立された「作者」を除いて、これら「此世<sup>レ</sup>」の諸蘊を捨てて、別な「彼世<sup>レ</sup>」の諸蘊を結生するところの「業の<sup>レ</sup>」作者は了得されない。

と遮されている。

一五五中28 二右10 四六八22 三〇六下29  
そして、『パルグナ經』に、

「人の」生ずることは、「人が」別の陰を取るに由るが故なり。

譬へば、延若師の生じ、毘伽羅論師の生ずるが如きは、「有情が」明處を取るに由るが故に説きて生と名づく。

又た、比丘の生じ、道人の生ずるが如きは、「有情が」相を取るに由るが故に説きて生と名づく。

又た、老者の已に生じ、病者の已に生ずるが如きは、「有情が」別の位を取るに由るが故に説きて生と名づく。

是の義、然らず、撥せらるるに由るが故なり。經の中に於いて、佛世尊は已に此の義を撥したまへり。何の經にてか、といふに、『眞實空經』に於いてなり。經に云はく。

比丘よ、此くの如く業有りて果報あるも、作者は得可からず。「作者は」實に有ること無きが故なり。是れ、能く此「生」の陰を棄捨し往いて彼「生」の陰を取る「作者は得可からず」。唯だ法に於いて世に流布せる語にて立つる所の人を除く。

と。

又た、『頗求那經』の中に於いて、

我れは終に「能取者有り」と説かず。

と説けり。故に、一の補特伽羅「なる実我」が能く世間に於いて諸蘊を取り捨すること、定んで無し。

23 所説の喩を破す

「作者となる体に関して・ブドガラ・心心所・身のいずれも作者にならない 一五五下」  
又た汝は、所引の「〔能〕祠者等の生ず」といふ其「〔の能祠者〕の体は是れ何にして而も〔それに〕能く此〔の作者ご〕を喩ふるか。

若し是れ我に「作者を喩ふ」と執せば、彼れは極成せず。「非有なるが故なり」と。

若し心心所に「作者を喩ふ」と「執」せば、彼「〔の心心所〕は、念念に滅し新新に生ずるが故に、〔此れを〕取り〔彼れを〕捨すること、成ぜず。

若し是れ身に「作者を喩ふ」と許せば、亦た心等の如く「身も、念念に滅し新新に生ずるが故に、此れを取り彼れを捨すること、成ぜざるなり」。

24 特に身について

「所取・能取に関して…明論などと身体とは異なる 一五五下」  
又た「〔所取の〕明等が〔能取の〕身と異なること有るが如く、〔所取の〕蘊も亦た応に〔能取の〕補特伽羅と異なるべし。

バルグナよ「私は「或る者が」取る」とは言わない。

と説かれる。それゆえ、諸蘊を「取る」いかなる能取者も存在しないし、「諸蘊を捨てるいかなる」能捨者も存在しない。

「また先ず、あなた方は祭祀者ないし病人の何について〔作者のご〕喩えとするのか。

もしブドガラ「を作者の喩えとする」というならば、その譬喩は成立しない。「ブドガラは存在しないからである」

また心心所「を作者の喩えとする」というならば、「それも成立」しない。これらは刹那ごとに新たに生じるのみである「からである」。

また、身体「を作者の喩えとする」というならば、それもまた同様に「刹那ごとに新たに生じるから」成立しない。

25 又た「能取者の」身体と「所取の」明論・儀式と「の両者が異なるものである」

「また「能取者の」身体と「所取の」明論・儀式と「の両者が異なるものである」ように、〔所取の〕蘊と〔能取の〕ブドガラとの両者は別ものであることになる。

我れも亦た「衆生が能く陰を取る」と説かず、唯だ諸法が相續して起こる「と説く」。

と説けり。此の經に由りて是の故に、一人として能く諸陰を取りて能く諸陰を捨すること有ること無し、と知る。

26 汝、今、何なる延若師の生じ乃至、病者の生ずることを執受して、〔それを〕立てて人の譬と爲すか。

若し我「を人の譬と爲す」と執すれば、此れは成就せず。「我は」非有なるが故なり。

若し心と及び心法と「を人の譬と爲すと」執れば、彼れは、刹那刹那に未だ曾って有らざるものが有るが故に、譬と爲す可からず。

若し身「を人の譬と爲す」と執すれば、亦た心の如く「身も、刹那刹那に未だ曾って有らざるものが有るが故に、譬と爲す可からず」。

27 「能取の」身が「所取の」明相と「異なるが」如く、「所取の」陰と及び「能取の」人とは、應に差別を成すべし。

「能取の」身が「所取の」明相と「異なるが」如く、「所取の」陰と及び「能取の」人とは、應に差別を成すべし。

老人・病人は刹那ごとの身体の別異に過ぎない 一五五下<sup>5</sup> 二左<sup>4</sup> 四六九上<sup>3</sup> 三〇七上<sup>6</sup>

〔又た〕老〔者〕・病〔者〕の二身は各々前〔念の身〕と別なり。〔是れは〕数論の転変〔説〕にして前に已に遣るが如し。

故に、彼れの所引は喩と為ること成ぜず。

〔また〕老人も病人も身体についての〔前念・後念の〕別異そのものである。実に、数論の転変説はすでに遮された。

それゆえ、これらは譬喩として成立しない。

老〔者〕・病〔者〕の此の二は是れ〔前念・後念の〕別の身なり。是れは僧法所立の變異の義なり。〔是れは〕前に於いて已に破せり。

是の故に、延若師等〔の所説〕は譬を成ぜず。

② 蘊と不一不異なものとしてのブドガラを破す

又た蘊は生ずるも数取蘊は〔生ずるに〕非ず、と許せば、則ち、此〔の数取蘊〕は蘊に異なり及び常なり、と定んで許すべし。

③ 再び、一のブドガラと説く点について

又た此〔の数取蘊〕は唯だ一なるも蘊の体は五有り、といはば、寧んぞ、此〔の数取蘊〕は蘊と異なること有り、と説かざらんや。

④ ブドガラが蘊と同一なものになる失を示す 一五五下<sup>5</sup> 二左<sup>4</sup> 四六九<sup>5</sup> 三〇七上<sup>2</sup>

〔又た〕大種は四有るも〔所〕造色は唯だ一のみなるに、寧んぞ、〔所〕造色は大種に異ならず、と言はんや。

〔又た〕是れ彼の宗の過なり。〔我が宗の過に非ず〕

〔又た〕何をか彼の宗と謂ふや。

〔又た〕諸々の〔所〕造色が即ち大種なり」と

またもし諸蘊は〔刹那ごに〕新たに生起するが、ブドガラはそうではない、と認許されるならば、こ〔のブドガラ〕はこれら〔五蘊〕とは別ものであり、そして常住である、と明瞭に示される。

⑤ 諸蘊は五であり、ブドガラは一であると説くことよって、どうして、〔兩者が〕別ものである、と言われぬのか。

まず、大種は四であるが色は一であるのに、どうして、色は大種とは別ものでない〔、といえない〕のか。

これは〔或る〕宗における過失であり〔我が宗における過失ではない。〕

いかなる宗における〔過失〕か。

〔大種のみがあり〔大種以外に別の色は無い〕

四六九<sup>5</sup> 三〇七上<sup>6</sup>

若し汝が、諸陰は有るも未だ有らざるものがあるとの義にして、人は則ち爾らず、と執すれば、若し爾らば、人は應に陰と異なりて、亦た是れ常住なるべし、との此の義、分明なる所顯なり。

汝は、陰は五にして人は一なり、と説かば、云何が、人は陰と異なる、と説かざらんや。

汝は云何が、大〔種〕は四\*なるも色は一なるに、色は四大〔種〕と異ならず、と説かんや。

\*「大四」三〇七上<sup>6</sup>「四大」大正本

此くの如きは、是れ義を立つる〔者の〕過失なり。

何者が義を立つるか。

唯だ大〔種〕のみ有りといふ義を立つる〔者〕

計する〔覺天の〕論なり。

設し彼の見の如きならば、応に是の〔反〕質を作すべし、諸々の〔所〕造色が即ち四大種なるが如く、亦た応に五蘊に即して補特伽羅を立つべし、〔如何にして數取蘊は蘊に即するに非ずと言ふや〕と。

### 第六目 仏の不記を説く經について

二命者についての無記(第十三・十四句)を會通す

b1 仏の不記の意図を釈す

c1 「命者即身」についての不記を釈す

P 犢子部が經によつて「ブドガラ即諸蘊」を難す 一五五下12 二左10 四六九8 三〇七上14

若し補特伽羅が即ち諸蘊ならば、世尊は何ぞ、命者は即ち身なり、と記したまはざらんや。

〔命者は即ち身なりと記したまはざるは、命者は即ち身なるに非ざればなり〕

R 論主、答

a 命者が存在しないから不記 一五五下13 三右1 四六九9 三〇七上15

能問者の阿世耶を觀〔待〕するが故なり。問者は、一の内用の士夫の實にして虚に非ざる体(体実非虚)を名づけて命者と為す、と執す。此れに依りて仏に、〔命者は〕身と一なりや異なり

と〔説く覺天の〕宗における〔過失〕である。しかし、そのよう〔に大種のみがあり、大種と異なる色は無い〕としても、大種のみが色であるように、同様に、諸蘊のみがブドガラである、と容認されるのである。

なり。

然りといへども、唯だ四大〔種〕のみが是れ色なるが如く、此くの如きなれば、唯だ五陰のみが是れ人なり、といふ此の義は已に許せり。

もし諸蘊のみがブドガラであるならば、なぜ世尊は、この生命体はすなわち身体である、あるいは〔生命体は身体とは〕異なる、と記説されなかつたのか。

〔もし諸蘊にブドガラを仮説するならば、五蘊の總体である身体が命者であるはずなのに、そのように記説されないのは、諸蘊そのものが生命体にならないからである〕

若し唯だ陰そのものを人と名づけば、云何が佛世尊は、命者は即ち是れ身なり、〔或いは〕命者は身に異なる、と記したまはざらんや。

〔命者は即ち身なりと記したまはざるは、命者は即ち身なるに非ざればなり〕

質問者の意樂を顧慮して〔記説されなかつたの〕である。なぜならば、彼れは、内的はたらしきの士夫である一つの生命体なる実物に關して質問したからである。

問ふ人の意を觀ずるに由りて是の故に記したまはず。此の問ふ人においては、一の別なる實物有りて〔此れを〕命者と名づけ、内に於いては是れが作者なり、と執す。彼の人は此れに依

や、と問ふ。

此〔の命者〕は都て無なるが故に、一・異が成ぜず。如何にして〔命者と〕身との一・異を記す可けんや。

〔都て無なる〕亀毛の硬軟を記す可からざるが如し。

古昔の諸師の問答を挙げて犢子部の難を遮す 一五五下二 四六九二 三右三 三〇七上二

古昔の諸師は已に斯の結を解けり。昔、大徳有りて名づけて龍軍と曰ふ。〔彼れは〕

三明・六通ありて、八解脱を具す。

時に一の畢隣陀王有りて、大徳の所に至りて是くの如き説を作す。

「我れ今來たる意は、疑ふ所〔への答〕を請はんと欲してなり。然るに諸々の沙門は性として多語を好む。尊、能く直答したまはば、我れ當に請問すべし」。

大徳、請を受く。

王即ち〔すぐさま〕問ふて言はく「命者は身とは一なりと爲んか、異なりと爲んか」。

大徳答へて言はく「此れは応に記すべからず」。

王言はく「豈に、先に〔答ふと〕要〔期〕するに有らざらんや。今何ぞ異なりて所問に答へず、と言ふか」。

そ〔のような生命体〕は如何なるところにも存在しない。なのに、どのようにして、こ〔の生命体と身体と〕が異なるとか異ならぬとか、峻別されうるのか。

喩へば、〔存在しない〕亀毛の端が硬いとか軟らかいと〔か論じられない〕がごときである。

この結び目は先師によつてすでに解かれた。

ミリンダ王が大徳ナーガセーナのみもとに来て〔つぎのように〕言つた。

「沙門たちは多弁である。もし〔私が〕問うこと、そのものについて〔あなたが〕記説するならば、私は大徳に問いたい」。

〔大徳は〕「問いなさい」と言われた。

〔王は〕問うた「この生命体はかの身体であるのか、命者と身体とは別々であるのか」。

大徳は「このことは記説されない」と言われた。

彼〔の王〕は言つた「大徳は、他のことが記説されるべきでない、ということを前に〔私とさ〕約束したではないか。どうしてあ

りて問を爲す。

此の物は必ず定んで實として無し。云何が是れ一なり是れ異なり、と記す可けんや。

譬へば、〔無なる〕龜毛の強澁・軟滑〔を記する〕が如し。

此の結は宿舊諸師が先に已に解釋せり。大徳那伽斯那阿羅漢有り。

旻隣陀王が大徳の所に至りて、説きて云はく。

「我れは今、大徳に問はんと欲す。沙門は多く漫言す。我れの所問の如きに、若し大徳が直ちに答ふれば、我れは當に大徳に問ふべし」。

大徳言はく「王よ但だ問へ」。

王即ち〔すぐさま〕問ふ「命者は即ち是れ身なりと爲んか、命者は身と異なりて異なりと爲んか」。

大徳言はく「此の義は記する所に非ず」。

王言はく「大徳よ、我れは先に、大徳をして誓ひを立たしめず、と爲んや、謂はく、應に別語を説くべからず〔との誓ひを。然

大徳質して曰はく「我れ疑ひを問はんと欲す。然るに、諸々の国王は、性として多語を好む。王能く直ちに答ふれば、我れ当に問を發すべし」。

王便ち教へを受く。

大徳問ふて言はく「大王の宮中の諸々の菴羅樹の所生の果〔実〕の味は、酢と爲んか、甘と爲んか」。

王言はく「宮中に本より此の樹無し」。

大徳復た責む「先に〔答ふと〕要〔期〕すること無からんや。今何ぞ、言を異にして所問に答へざらんや」。

王言はく「宮中には此の樹は既に無し。寧ろぞ、答へて果の味の甘酢\*を言ふ可けんや」。

\*「醋」大正脚註異本・冠導Ⅱ「酢」大正本大徳誨<sub>おし</sub>へて曰はく「命者も亦た無し、如何ぞ、〔命者と〕身との一・異を言ふ可けんや」。

「の前の約束」と違つて、このことは記説されない、とお説きになるのか」。

大徳は言われた「王たちは多弁である。もし〔私が〕問うこと、そのものについて〔あなたが〕記説するならば、大王よ、私もまた問いたい」。

「あなたは問うて下さい」と王は言つた。  
「大徳は」問う「汝の宮廷にあるマンゴ樹の、その果実は酸っぱいのか、甘いのか」。

「王は」言つた「私の宮廷にはマンゴ樹はまったく存在しない」。

「大徳は言つた」「大王は、他のことが記説されるべきでない、ということを前に私と約束したではないか。どうして、あ〔の前の約束〕と違つて、マンゴ樹はまったく存在しない、と説くのか」。

彼〔の王〕は言つた「どのようにして、存在しない樹の果実について酸っぱいとか甘いとか記説するのか〔否、できない〕」。

「大徳は言う」「大王よ、まったく同様に、この命者は存在しない。どのようにして、こ〔の命者〕が身体と異なるとか、異ならないとか、〔私が〕記説するのか〔記説しえない〕」。

るに」我れに別語有り、此の義、語る可きに非ず」。

大徳言はく「我れは今、大王に問はんと欲す。諸王は多く漫言す。我が所問の如きに、王若し直ちに答ふれば、我れは當に王に問ふべし」。

王言はく「大徳よ、但だ問へ」。

大徳即ち問ふ\*「王の〔宮〕内の中に於ける菴羅樹の此の子は、酸と爲んか、甘と爲んか」。

\*「問」Ⅱ「問」大正本

王言はく「我が〔宮〕内の中には菴羅樹無し」。

大徳言はく「大王よ、我れ先に、王をして誓ひを立たせざらんと爲んや。謂はく、應に別語を説くべからず」。

王言はく「我れは何の別語を説くや。我れの内の中には菴羅樹無し。樹が既に無ければ、云何ぞ、子の味の酸・甜を記することを得んや」。

「大王よ、此くの如く、命者は既に無し。我れ云何ぞ能く、〔我が〕身と異なり〔或いは〕身と異ならず、と記すべけんや」。

22 「命者都無」についての不記を釈す

〔續〕續子部問 一五五下29 三左4 四六九23 三〇七中3

〔若し補特伽羅が即ち諸蘊ならば〕仏は何ぞ、命者は都て無なり、と説きたまはざるか。

論主答

1 都無と記せば問者が邪見に墮する

亦た問者の阿世耶を觀〔待〕するが故なり。問者は、或いは諸蘊の相續に於いて命者と為すと謂ひ、之れに依りて問を發す。〔然るに〕世尊が、若し、命者は都て無なり、と答ふれば、彼れは〔命者と為された諸蘊の相續も無なり、との〕邪見に墮するが故に、仏は説きたまはず。

2 正法を受ける器でないから仮有とも説かない 一五六上3 三左7 四六九24 三〇七中6

彼れは未だ緣起の理を了すること能はざるが故に、正法を受くる器に非ず。〔故に、命者は〕仮有なりと説くことを為したまはず。

3 不記が理にかなうことを經・頌を引いて証す

〔1〕經を引いて常見・斷見に墮することを示す理として必ず應に爾なるべきこと、世尊の説きたまへるが故なり。世尊が阿難陀に告げて言ふが如し。

姓の筏蹉なる出家外道有り。我が所に來至して是の問を作して言はく「我は世間に於いて有なりと爲んか非有なり〔と爲んか〕と。

〔もし諸蘊そのものがブドガラであるならば〕なぜ世尊はまた、〔生命体は〕決して存在しない、と説かれなかつたのか。

一五六上1 三左5 四六九23 三〇七中3

質問者の意樂を顧慮して〔説かれなかつたの〕である。なぜならば、〔生命体が存在しないと説けば、〕彼〔の質問者〕が、諸蘊の相續を生命体と稱する場合の、こ〔の諸蘊の相續〕も無いと認めるであろう。そこで、邪見に墮するであろうからである。

緣起〔の道理〕を知らないからである。また、彼れはそ〔の無我V.I.〕の教説を〔受ける〕器でない〔からである〕。

一五六上5 三左8 四七〇1 三〇七中7

そこで、つぎのように確定された。世尊はつぎのように説かれた。

阿難よ、バトサと同姓の遊行者に、質問を問われて、

云何が佛世尊は直ちに、我無し、と記したまはざるか。

佛は問ふ人の意を觀するに由るが故に直ちに記したまはず。何を以つての故なる、といふに、〔問ふ人は〕是れ諸陰の相續を立てて命者と名づく。問ふ人が〔我無しとの〕此れに執するに由りて、〔命者と名づけられた諸蘊の相續も無なり、との〕邪見に墮すること有らざること勿しとして、是の故に説かざるなり。

彼れは未だ十二緣生の理に通達せざるに由るが故に、是の故に、彼れは此の正説を受くる器に非ざればなり。

復た次に、此の道理に由りて、應に、此の義は是なりと爲す、と決すべきこと、世尊の説きたまふに由る。此れに言はく。

阿難よ、跋娑と同姓の外道が我れに問へり「我は有と爲んか有らずと爲んか」。

我れは記することを為さず。所以は何ん。

若し記して有と為さば、法の真理に違す。一切法は皆な無我なるを以つての故なり。

若し記して無と為さば、彼れの愚惑を増す。彼れ便ち、我は先に有るも今は無し、と謂ふ。「我」有り執する愚「惑」に對するに、「我無しと執する」此の愚「惑」は更に甚だし。

謂はく、我有りと執すれば則ち常「見」の辺に墮す。若し「我」無しと執すれば、便ち斷「見」の辺に墮す。

此の二の輕重は經に広く説くが如し。

②頌を引いて、我の有無を記さない理由を示す是くの如き義に依るが故に、「鳩摩羅多の」  
③有る頌に曰はく。

見「の牙」の傷つける所と為ることと、及び諸々の善業を壞することとを觀「待」するが

故に、仏の正法を説きたまふこと、

牝虎が「緩急、所を得て」子を銜「ふくむ」が如し。

我は存在すると「私が」記説するならば、一切法は非我である、という言説に合致しなくなるのではないか。

阿難よ、バトサと同姓の遊行者に質問を問われて、我は存在しない、と「私が」記説するならば、バトサと同姓の遊行者は、私には我が「以前には」存在したが、今は私には「この我」は存在しない、というように、前からある愚惑がさらに益々愚痴に墮するのではないか。

アーナンダよ、我が存在すると「考えるの」は常「見」に陥る。アーナンダよ、我が存在しないと「考えるの」は斷「見」に陥る。

云々と「説かれた」。

一五六上12 四右3 四七〇g 三〇七中14  
そこで、このことについて「クマラー・ラータは」言う。

牙のような見によって傷つけられることと諸業の壞れることとを觀待して、

牝虎が仔を「きつからず緩からず、適度な強さでくわえて」運ぶように、

勝者たち「諸仏」は「寛嚴よろしきを得て」正法を説示される。

我れは答へず。若し此の言を説けば、非相應と爲らんや。謂はく、一切法は無我なればなり。

阿難よ、若し我れが「有り」と答へれば、跋婆と同姓の外道は問ふ、一切法は無我なりと説かんや、と。

此の外道は、先に於いて已に癡闇在りて、更に前の量を過ぎて癡闇に入\*らざらんと爲んや。昔の時、我れは我を有するも、今時は永く我無し、と。

\*「入」大正本||「人」大正脚註異本

若我有りと執すれば、則ち常見に墮す。若し我無しと執すれば、則ち斷見に墮す。

廣く説くこと經の如し。

此の中、偈に説けり。

見の牙が身を傷つけることと、及び善業を棄捨することとを觀じて、

諸佛が正法を説きたまふこと、

雌虎が子を銜むが如し。

真〔実〕我を執して有と為る〔者〕は、

則ち見の牙に傷つけられ、

俗我を撥して無と為る〔者〕は、

便ち善業の子を壊す。

② 根頌を掲げる

復た頌を説きて曰はく、

実の命者が無きに由りて、

仏は〔命者と諸蘊との〕一・異を言〔のたまはす。〕

③ 命者都無と記さない理由

① 仮我を撥無するから命者都無と説かない  
仮〔設された〕我を撥無せんことを恐れて

亦た〔命者が〕都て無なりとも説きたまはず。〔一〕

謂はく、蘊の相続の中において、

業・果を有するを〔仮りに〕命者とす。

若し命者無しと説かば、

彼〔の筏蹉〕は此〔の業果を有する命者〕を撥して無と為せばなり。〔二〕

なぜならば、我の存在することを認める

〔者〕は

〔有身見を相とする〕〔二〕牙のような見によつて害なわれるであろうし、

〔仮我を認める〕世俗〔我〕に到達しない

〔者〕は

善の子〔すなわち善業の〕〔二〕が壊れることになるであろうから。

また言う。

一五六上19 四右7 四七〇二

〔生命体が〕非存在であるから、世尊は

生命体が〔諸蘊〕そのものであるとも、〔諸蘊と〕異なるとも説かれなかつた。

一五六上19 四右7 四七〇二 三〇七中21

そして、また施設されたものも非存在〔と考へること〕勿れとて、

〔命者が〕存在しないとも説かれなかつた。〔一〕

なぜならば、蘊の相続において善〔業〕・不

善〔業〕の果が存在するのに、こ〔の蘊の相続〕において、生命体が存在しないと説

示することによって、彼〔の仮説〕の生命体と称されものは存在しないであろう〔と考へる〕からである。〔二〕

若し我有りと説くことを信ずれば、

見の牙が身を傷徹す。

若し假名我を棄すつれば、

善子は即ち墮落せん。

三〇七中19

復た偈を説きて言はく。

人の實に無きに由るが故に、

佛は一・異を記したまはず。

亦た無なりと説くことを得ず。

假我無しと執すること勿ればなり。〔一〕

是れ陰の相續の中に

善・惡の果有り、との理にても、

〔仮の〕命者を説いて撥無す。

命者無しと説くに由りてなり。〔二〕

22 正法の器でないから仮の命者を説かない  
諸蘊の中に仮名の  
命者有りと説きたまはざるは、

発問者に、真空を解するに  
力無きことを観〔待〕するに由りてなり。

(三)

23 問者の意樂を觀待するから命者の有無を論じない  
是くの如く筏蹉の

意樂の差別を觀〔待〕するが故に、

彼〔の筏蹉〕が我の有・無を問へども、

私は〔我の〕有・無を答へたまはず。(四)

24 世間についての無記

25 世間は常住なり等の無記(第一―四句)を会通す

c 総説 一五六上26 四左4 四七〇19 三〇七中28

何に緣りて〔私は〕「世間は常〔住〕なり」等  
を記したまはざるか。

亦た問者の阿世耶を觀〔待〕するが故なり。

c1 我が世間であると執する場合 一五六上27

問者が若し、我を世間と爲す、と執すれば、

我の体は都て無なるが故に、「世間は常住なり」  
等の〕四の記は皆な理に非ず。

一五六上22 四右10 四七〇15 三〇七中24  
生命体は諸蘊において施設されたものとし  
てのみ〔存在する〕、ともお説きにならな  
った。

この場合、このようなたちは

空性を覺知することが不可能である〔か  
ら〕。(三)

97。(三)

一五六上24 四左2 四七〇17 三〇七中26  
このように、我が存在するのが存在しない  
のかとバトウスヤに問われたけれども、〔世  
尊は何も〕お説きにならなかつた。

〔それは〕質問者の意樂を顧慮して〔お説  
きにならなかつたの〕である。

しかし、〔生命体が〕存在するならば、存在  
する、と、なぜ言われなかつたのか〔それ  
は命者が存在しないからである〕。(四)

「常住な世間」等についてもまた、質問者の  
意樂を顧慮して記説されない。

四左4 四七〇19 三〇七中28  
まずもし、世間は我である、と認許されるな  
らば、こ〔の我〕は無いから、「世間は常住なり」  
等の〕四種を記説することは理に合わない。

彼の人は未だ、  
真空の理を正しく説くことを堪受せざれ  
ば、  
我有るか我無きかを問ふに、  
故〔こゝら〕に、我無しと答へたまはず。(三)

若し問の意を觀ずるに由らば、  
有に於いても、何ぞ記したまはざるか。  
前の、涅槃無きことに同じて、  
難に墮するが故に記したまはず。(四)

世間は常住なり等の間に、佛の亦た記したま  
はざるは、問ふ人の意を觀ずるに由るが故なり。

若し彼れが我を執して世間と爲さば、此〔の  
我〕は無きが故に、「世間は常住なり」等の〕  
四の答は理に應ぜず。

世間は生死の有情であると執する場合 一五六上28 四左5 四七〇20 二〇七中29

若し、生死「の有情」を皆な世間と名づく、  
と「問者が」執すれば、仏「の」世間は常住な  
り」等」の四種の記も亦た皆な理に非ず。

謂はく、若し「世間が」常「住」ならば、「有情  
は」涅槃を得ること無けん。

若し「世間が」是れ非常ならば、「有情は」便ち  
自ら断滅し、功力に由らずして咸く涅槃を得ん。  
若し「世間は」常にして亦た非常なりと為すと  
説かば、定んで応に、一分「の有情」は涅槃を得  
ること無く、一分の有情は自ら円寂を証すべし。  
若し「世間は」非常にして非非常なりと記さば、  
「有情は」則ち涅槃を得るにも非ず、涅槃を得  
ざるにも非ずして、決定相違して、便ち戲論を  
成ぜん。

23結 一五六中4 四左10 四七一3 二〇七下5

然るに、聖道に依りて般涅槃す可し。故に四  
を定んで記することは皆な理に應ぜず。離繫子  
が雀の死生を問ふが如し。仏は彼れの心を知る  
「が故」に、定んで記することを為さず。

25世間は有辺なり等の無記(第五一八)を会通す

「世間は」有辺なり」等の四にも亦た記した  
まはざるは、「世間は」常「住」なり」等「の  
四」と同じく皆な失有るを以つての故なり。  
寧んぞ、此「の」有辺なり」等」の四の義が「常  
なり」等と同じきことを知らんや。

また世間は一切の輪廻「するもの」である「と  
認許される」ならば、こ「の」世間は常住なり」  
等の四の記」もまた理に合わない。

世間が常住であるならば、いかなる者も般涅槃  
に至らないであろう。

「世間が」非常住であるならば、すべてのもの  
は断滅に至るであろう。

「世間が常住・非常住の」両様であるならば、  
決定して或る者は般涅槃に至るであろうし、或  
る者は「般涅槃に至ら」ないであろう。

「世間が常住・非常住の」両様でないならば、  
般涅槃に「も至ら」ないであろうし、不般涅槃  
にも至らないであろう。

それゆえ、般涅槃は聖道に依るから、四種「の  
いづれ」とも決定して記説されない。それはニ  
ルグランタ声聞の雀のごときである。

一五六中6 五右1 四七一4 二〇七下6

それゆえ、まさに「世間は有限である」等と  
いう四種についても「質問者の意を慮して」  
記説されない。なぜならば、こ「の」世間は有  
限である「等」の四句も「常住なり」等の  
四句と「」同じ意味であるからである。

若し彼れが、一切の生死「の衆生を」を世間  
と名づく、と執すれば、此れに答ふことも亦  
た理に應ぜず。何を以つての故なるか、といふ  
に、

若し世間が常住ならば、「衆生は」一人として般  
涅槃を得るもの無からん。

若し「世間が」常住に非ずんば、則ち一切「の  
衆生」は皆な断滅して、自然に般涅槃す。

若し二を具さば、必ず定んで、一分「の衆生」  
は涅槃を得ず、一分「の衆生」は自ら「涅槃を」  
得。

若し二に非ずんば、應に、「衆生は」涅槃を得る  
に非ず、「衆生は」涅槃を得るに非ざるに非ざる  
ことを成すべし。

涅槃は道に随属することを至得するに由るが  
故に、是の故に、定んで四の答を爲す可からず。  
譬へば、尼乾の弟子の握る「手」中の雀を記さ  
ざるが如し。

此の義に由りて、「世間は有邊なるか」等の四  
の問にも、佛は亦た記したまはず。此の四の問  
も前の四義と同じなるが故なり。

何を以つて然なることを知るか。

外道の、嘸底迦と名づくるもの有りて、先に「世間は有辺なり」等の四を問ふことを以つて、復た方便を設けて矯(い)つたりて世尊に問ふ。

「諸々の世間(の有情)は皆な聖道に由りて能く出離することを得ると為んか。一分(の有情)が出離することを得る」と為んか」と。

尊者阿難は因りて彼れに告げて曰はく、「汝は此の事を以つて已に世尊に問へり、今、復た何に縁りて、名を改めて重ねて問へるや」と。

故に、後の四は義が前(の「世間は常〔住〕なり」等の四)と同じきことを知んぬ。

〓如来死後有り等の無記(第九一十二句)を会通す

〇正叙、問者の意樂を觀待するから不記

〈憤子部〉復た、何の縁を以つて、世尊は「如来は死後有り」等の四を記したまはざるか。

〈論主〉復た問者の阿世耶を觀〔待〕するが故なり。

問者は、已に(生死を)解脱せる我を名づけて如来と為すと妄計して、而も發問するが故なり。

〓ブドガラ論者の過失を挙げる

〇論主反詰：ブドガラが死後有るとなぜ記されないか  
今、応に、我有りと計する者に「仏は何に縁りて、現(生)の補特伽羅有りと記するも、如

同様に、遊行者ウクテイカが、この同じ四句を問ひ、また「世間のすべて(の者)がこの道によつて出離するのか、あるいは世間の一部(の者)が〔出離するの〕か」と問うた。

尊者阿難は「ウクテイカよ、汝は最初に世尊に〔有限なり〕等と問うたことと同じ問を、今(世間のすべての者がこの道によつて出離するのか等という)〔この異門によつて問うた〕と言つた、ということがすべてである。

一五六中12 五右6 四七17 三〇七中12

「如来は死後にも有る」〔等〕という四句について、  
問者の意圖を顧慮して記説されなかつた。

なぜならば、彼れは、解脱した我が如来であると考えて、質問したからである。

外道にして郁胝柯と名づくるもの有りて、此の四の問を以つて、佛に復た問ふ「一切の世間(の衆生)は此の道に由りて出離することを得ると為んか、世間の一分(の衆生)が出離することを得る」と為んか」と。

大徳阿難は言はく「郁胝柯よ、是の義、汝は初に於いて已に世尊に問へり。今、何故ぞ、復た方便を以つて更に此の義を問ふや」。

「如来は異なりて死する〔後〕にも有るか」等の四の問にも、  
問ふ人の意を觀するに由るが故に、佛は亦た記したまはず。

何を以つての故なるか、といふに、彼の人は、已に解脱せる我を如来と名づくと執するが故に、此の問を爲せばなり。

四七10 三〇七下14

我有りと執する人に、應に、此くの如き問〔即ち〕「云何ぞ、世尊は、〔現〕生に人存して有る

来は死後も亦た「補特伽羅」有りとは記したまはざるか」と詰問すべし。

〇〇 犢子部答：常住の過失に墮するから

彼は「如来が死後有ると説かば」常〔住〕の〔過〕失に墮すること有らんを恐るるが故なり」と言ふ。

〇〇 論主反論：未來世・過去世についての記説も常住の過失に墮することになる 一五六中二  
若し爾らば、何に縁りて、仏は「慈氏よ、汝は来世に於いて当に仏と作ることを得べし」と記し、及び弟子に「身の壞し命終せる某甲なにがしは今時、已に某処に生ぜり」と記するや。

此れは、豈に常〔住〕に墮するの過失有るに非ざらんや。

〇〇 論主破：救を挙げて破す 一五六中二

ニブドガラを見ないという場合

若し、仏は「般涅槃の」先には補特伽羅を見るも、彼れは涅槃し已れば、便ち、復た「補特伽羅を見ざる〔がゆえ〕に、〔補特伽羅有るを〕知らざるを以つての故に〔補特伽羅〕有り」と記したはずといへば、則ち大師が一切智を具することを撥〔無〕す。

或いは「一切智者なれども」応に、「補特伽羅有り」と記したまはざることは、我の体の都て無なるに由る、と許すべし。

ら、「如来は」死後に「もブドガラが存在する」と記説されないのか」ということについて、詰問される。

〇〇 犢子部答：常住の過失に墮することになる 一五六中二 五右九 四七一 三〇七下二五  
〔如来が死後にも存在すると記説するならば〕常住の過失に墮るからである。

〇〇 論主反論：未來世・過去世についての記説も常住の過失に墮することになる 一五六中二  
そうであるならば、「弥勒よ、汝は未來世において如来・応供・等正覚者になるであろう」というこのことを、なぜ記説されるのか。そして、過去に過ぎ去つた声聞の生について「かくかくの者はかくかくの所に生まれた」となぜ記説されるのか。

その〔汝の言う〕ようであるならば、「これらの記説も」また常住になる過失に墮る。

五左二 四七一 三〇七下二五

またもし世尊が、「般涅槃の」前にはブドガラを見るが、般涅槃してからは「ブドガラを」再び見ることがない〔ので〕、「ブドガラを」知らないから「ブドガラが有ると」記説されない、というならば、大師の一切智者であることが撥無されることになる。

あるいは「一切智者であるけれども記説されなかった、というならば、その「ブドガラ」が存在しないということが認められるべきである。

と記するも、異なりて死せる〔後〕に於いて人が有ると記したまはざるか」を作すべし。

〇〇 犢子部答：常住の過失に墮することになる 一五六中二 五右二〇 四七一 三〇七下二五  
常〔住〕の過失に墮することを離れんが爲の故なり。

〇〇 論主反論：未來世・過去世についての記説も常住の過失に墮することになる 一五六中二 五右二〇 四七一 三〇七下二五  
此の事、云何ぞ記したまふや。佛は言はく「彌底よ、〔割註、知覆反〕履なり。今、汝は未來に於いて、當に如来・阿羅訶・三藐三佛陀を成ずべし」。復た云何ぞ聲聞の世を過ぎ已りて死せるものの後生に於いて、「彼の某甲と言ふは某處に受生す」と記したまふや。

此くの如きも亦た應に常〔住〕の過失に墮すべし。

若し、世尊は「般涅槃の」先時には衆生の存在を見るも、般涅槃し已れば、則ち「衆生を」復た「再度には」見ざるが故に「衆生有り」と記したはずといへば、此れは應に、「世尊に」無明あるに由るが故に記したまはざれば、則ち大師が一切智徳なることを撥〔無〕す。

汝は、或いは應に、此の義、謂はく、我有らざるに由るが故に佛は記したまはず、といふ〔義〕を信受すべし。

㉔ブドガラを見るが記さないという場合

一五六中<sup>㉔</sup> 五左<sup>㉔</sup> 四七一<sup>15</sup> 三〇七下<sup>㉔</sup>

若し、世尊は「補特伽羅を」見れども「補特伽羅有り」と説きたまはず、と謂へば、則ち「補特伽羅が般涅槃後に」離蘊（の我）及び常住なる過「失」有り。

㉕ブドガラは見・不見とも説くべきでないという場合

一五六中<sup>㉕</sup> 五左<sup>5</sup> 四七一<sup>16</sup> 三〇七下<sup>㉕</sup>

若し「補特伽羅を見れども」見れども非見とも俱に説く可からずといへば、則ち応に、漸々に、仏は是れ一切智なりとも一切智に非ずとも説く可からず、と言ふべし。

あるいは、その「ブドガラを」見るけれども「ブドガラが有ると」説かれぬという場合にも、この「ブドガラ」は「般涅槃後にも五蘊を離れて」存在し常住である、ということが成立する。

また、「ブドガラを」見る、あるいは「見」ない、というこのことも説かれるべきでない（「という」ならば、このようであるならば、世尊は一切智者である、あるいは「一切智者で」ない、というこのことも徐々に説かれるべきでない」とされるべきである。

若し佛は人を見れども「人有りと」記したまはずといへば、記したまはずと雖も、此の人が是れ「般涅槃後にも五陰を離れて」有りて、亦是れ常住なり、といふ此の義、自ら成ず。

若し汝が此の義、「即ち」亦た、謂はく佛は見るとも及び見ざるとも言ふ可からず、といふ「義」を説けば、若し爾らば、汝は應に漸漸に、此の義、「即ち」皆をして、佛世尊は是れ一切智なりとも言ふ可からざら令む、「或いは」一切智に非ずとも言ふ可からざらしめ、といふ「義」を成ずべし。

### 第七目 我無しと執すれば悪見処に墮すると説く経による犢子部説を破す

㉖犢子部宗義 一五六中<sup>24</sup> 五左<sup>6</sup> 四七一<sup>17</sup> 三〇七下<sup>26</sup>

若し、実に補特伽羅有りといふは、契経に、

諦の故に住の故に、我無しと定んで執する者は、悪見処に墮す。

と言ふを以つての故なり、と謂はば、

ブドガラはまさに存在する。なぜならば、「経に」、

事実として定則として私には我が存在しない、と「考えるの」は「邪く」見処である。と説かれるからである。

亦た、我は必ず定んで有り、と言ふ可からず、「所以は」此の言「即ち」、

實に依り住に依りて、我を撥「無」して我無し「と執すること」を説いて見処と名づく。「と説ける」に由りてなり。

㉗論主破

㉗の経は有我を示すためではなく、断・常の両辺を離れるために説かれた 一五六中<sup>26</sup> 五左<sup>7</sup> 四七一<sup>18</sup> 三〇七下<sup>28</sup>

此れは証と成らず。「所以は如何となれば」彼の經に亦た、

我有りと定んで執する者は、悪見処に墮す。

と説けるが故なり。

〔しかし、この經にまた、ヤ〕

〔私には我が〕存在すると〔考えるの〕も

〔有身〕見処である。

と説かれる。それゆえ、こゝ〔の經説〕は誠証とならない。

阿毘達磨論師説を引いて上述のことを証す

阿毘達磨の諸論師は「我の有・無に執する」とは、俱に辺見の撰なり。次〔第〕の如く、常〔見〕・断〔見〕の辺に墮在するが故なり」と言ふ。

彼の師の所説は、深く理に応ずと為す。

我有りと執すれば則ち常辺に墮し、若し我無しと執すれば便ち断辺に墮す。

一五六中<sup>27</sup> 五左<sup>8</sup> 四七一<sup>19</sup> 三〇七下<sup>28</sup>

アビダルマ諸論師は「しかし、これは両者ともまた〔各々〕常〔見〕・断見に撰まる辺見である」と〔みなす〕。

〔このアビダルマ諸論師の説は〕その通り、理にかなっている。『パートスヤ經』に、

アーナンダよ、我が存在すると〔考えるの〕は常〔見〕に陥る。アーナンダよ、我が存在しないと〔考えるの〕は断〔見〕に陥る。

と説かれるからである。

有りとするも亦た是れ見處なり。

と説けり。是の故に、此の言は以つて證と爲す可からず。

阿毘達磨師は「此の二は皆な是れ邊見なり、断・常の二邊の見の所攝なるが故なり」と説く。

此の言が是れ理なり。『跋婆經』の中に言ふが如し。

阿難よ、若し我有りと説けば、此の人は則ち常見に墮す。若し我無しと説けば、此の人は則ち断見に墮す。

と。

と、前の『筏蹉經』に分明に説けるを以つての故なり。

## 第八目 プドガラが輪廻の主体であるという犢子部説を破す

犢子部宗義 一五六下<sup>29</sup> 六右<sup>1</sup> 四七一<sup>22</sup> 三〇八上<sup>2</sup>

若し補特伽羅有ること定んで無くんば、何の誰か生死に流転す、と説く可しと為さん。応に生死自らは流転すべからざるが故〔是くの如

そでは、もしプドガラが存在しないならば、この何が輪廻するのか。〔このことを問う〕ゆえんは、輪廻そのものが輪廻するということは

若し汝が、人は無し、と言へば、何物か生死に往還す。何を以つての故に〔是くの如く問ふ〕か、といふに、生死自らが往還す、といふ此の

く問ふ」なり。然るに、薄迦梵は契経の中に於いて説きたまふ、

諸有情は無明に覆はれ貪愛に繫せられて生死に馳流す。

と。

故に、応に「能流転としての」補特伽羅は定んで有るべし。

此「の補特伽羅」は復た如何にして生死に流転するか。

「補特伽羅が」前の蘊を捨てて後の蘊を取るに由るが故なり。

論主破 一五六下<sup>6</sup> 六右<sup>5</sup> 四七二上 三〇八上<sup>8</sup>

是くの如き義宗は前に已に徵遣せり。

論主が「流転生死」の正義を叙す 一五六下<sup>1</sup>

六右<sup>5</sup> 四七二上 三〇八上<sup>8</sup>

原を燎く火は刹那「刹那」に滅すと雖も、而も「前後の」相続に由りて流転すること有り、と説くが如く、「五」蘊の聚に仮説された有情が「刹那滅なりといへども」愛・取を縁と為して「相続に由りて」生死に流転す「と説く」。

理に合わないからである。そして、世尊は、

無明の蓋を有する有情は「生死を」馳流し流転する。

と説かれる。

「それゆえ、輪廻の主体としてのブドガラが存在する」

また、ブドガラはどのようにして流転するか。

「ブドガラが」別な「五」蘊を捨てて「別個な五蘊を」取ることによ「つて流転す」る。

この宗義「を遮遣すること」は以前にすでに説いた。

義、言ふ可からざればなり。佛世尊の説きたまふ。

諸衆生は、無明を以つて蓋はれ(為)、貪愛に縛られ(為)て、此彼に往還し、或いは地獄に於いて、或いは畜生・餓鬼・人・天の道の中に於いて、此くの如く長夜に衆苦を受け、貪愛を増益し、常に聚血が滴る。

と。

若し爾らば、此の人は云何にして生死に往還するか。

此の陰を捨てて彼の別の陰を受くるに由りてなり。

汝の今の所立の義は前に於いて已に破せり。

若し爾らば、人を離れて、生死は云何にして自ら往還するか。

譬へば、火は刹那刹那に滅するも相續に由るが故に行く、と説くが如く、此くの如く、「五」陰の聚を説きて衆生と名づけ、「この衆生は刹那刹那に滅すとも」貪愛に「執」取され(為)ると以つて、相續に約して説きて往還す、と名づく。

第九目 プドガラは昔の自分と今の自分との同一性を保つという反論を破す

二續子部宗義 一五六下9 六右、四七二3 三〇八上11

〈續子部〉 若し「有情には」唯だ「五」蘊のみ有らば、何故ぞ世尊は是くの如き説「即ち」、

今の我れは昔に於いて世の導師と為り、名づけて妙眼と為す。

といふことを作したまふや「否作したまはず」。

〈問〉 此の「経」説に何の答あるか。

〈續子部〉 「五」蘊は各「利那ごと」異なるが故「今の蘊と昔の蘊とは各別なれば」なり。

〈問〉 若し爾らば、是れ「五蘊以外の」何物が

「妙眼と名づけらるる」か。

〈續子部〉 謂はく、補特伽羅なり。

三論主破

b1 今昔に通じるブドガラを破す

c 前後に通じるブドガラは常住になる 一五六下10 六右9 四七二5 三〇八上13

昔の我れが即ち今「の我れ」ならば、「その」体「なる補特伽羅」は常に常住なるべし。

c2 正義を述べて経意を通じる 一五六下11

故に、「今の我れは昔、師と為る」との言を説くことは、昔「の我れ」と今「の我れ」とが是れ「同」一の相續なることを顯はし「補特伽羅有ることを顯すに非ず」。

もし「有情が」この「五」蘊のみ「から成るの」であるならば、なぜ世尊は、

私そのものはその時あの時にこの妙眼といわれる師であった。

と言われたのか「否言われないであろう」。

なぜ「このように」説かれるべきでないのか。

諸蘊は「利那的存在であるから」、利那ごとに異なる「ので、その時の私とあの時の私とが各別である」からである。

ならば、「五蘊以外の」何が「妙眼といわれるの」か。

ブドガラである。

若し世間「の衆生」は唯だ是れ「五」陰の聚のみならば、云何ぞ、佛世尊は、

今の我れは昔時に於いて會つて世の師と作りて名づけて善目と曰ふ。

と説きまへるや「否説きたまはず」。

云何が應に此くの如く説くべからざるか。

諸陰は「利那ごと」異なるに由「りて、今の陰と昔の陰とは各別な」るが故なり。

若し爾らば、「五陰以外の」何者が有「りて善目と名づけらるる」か。

人なり。

若し昔の人が即ち是れ今の人なれば、人は則ち常住なるべし。

是の故に「今の我れは是れ昔の世師なり」との此の言は、一の相續を顯はす。

六右9 四七二5 三〇八上14

それゆえ、「私そのものは」その時あの時に「この妙眼といわれる師」である「ということ」は、同一の相續であることを説示する「のみであり、ブドガラの存在を示すのではない」。

〔今の〕此の火は曾って彼の事を焼く〔火〕なり、と言ふが如し。

〔五〕真實我の存在を破す：…実有のブドガラがあれば、仏も我執を起すことになる

○正破 一五六下13 六右10 四七16 三〇八上16

若し、決定して真實我有り、と謂へば、則ち応に唯だ仏のみが〔真實我を〕能く明了に觀ぜしべし。

〔仏は真實我を〕觀じ已りて応に堅固なる我執を生ぜしべし。

斯の我執より我所執が生ず〔べし〕。

此〔の我・我所の執〕より応に我・我所の愛を生ぜしべし。

故に薄迦梵は是くの如き言を作す。

若し我有りと執すれば、便ち我所を執す。

と。

〔真實我有れば、仏は〕我所を執するが故に、諸蘊の中に於いて便ち復た我・我所の愛を發生す。

〔仏が〕薩迦耶見・我愛に縛せらるといへば、則ち仏は解脱を去ること遠し、と〔仏を〕謗ることと爲る。

喩えば、〔以前に〕燃えていた〕その同じ火が燃えながら〔今に〕至っている、というがごときである。

またもし実我が存するならば、諸如来のみが

〔実我を〕明瞭に見るであろう。

そして、〔実我を〕見ると、我執は根強い堅固なものになるであろう。

そして、我愛も〔根強い堅固なものになるであろう〕。

〔また〕經に、

そして、実我が存在するならば、我所有〔の觀念〕が存する。

と説かれるから、〔実我が存在するならば〕彼れら〔如来〕には諸蘊に対する我執〔すなわち我所執〕もまた付随して転起するであろう。

彼れら〔如来〕には、これは〔我・我所を相とする〕有身見になるであろう。

そして、我所の見があるならば、我所の愛もある。

このように、根強い堅固な我・我所の愛にのめりこみ縛られる彼れらには〔異生のように〕解脱がより遠のくであろう。

譬へば、是れ彼の火に於いて燒然して此に至る、と言ふこと有るが如し。

若し我が實有ならば、唯だ諸佛如来のみが能く明了に〔我を〕見る〔べし〕。

〔我を〕見已りて、世尊は即ち我執をして堅實成ら令むることを立つ。

〔經に〕

我が既に是れ有れば、我所も亦た成ず。

〔と説けり〕。佛は〔此の〕經を説くことに由りて、此の義〔即ち〕、〔我有れば〕衆生は五陰の中に於いて我所執を生じ、則ち〔此れが〕堅實に成る〔といふこと〕を顯さんと爲す。是れ彼れは五陰に於いて則ち身見を成ず。

我所の見有り已りて、彼れは我所の愛も復た堅實に成る。

彼れは我所愛に堅實に繫縛せらるるを以つて、則ち解脱に於いて轉々た極遠と成る。

② 実我に対しては我執が生じないという反論を破す 一五六下<sup>19</sup> 六左<sup>5</sup> 四七二<sup>10</sup> 三〇八上<sup>21</sup>  
若し、「真実」我に於いては我愛を起こさず、  
と謂はば、此の言は義無し。

所以は何ん。

非我の中に於いて横計して我と為せば、我愛を起こす容きなれども、「眞」実我の中に「於いては我愛を起こすに」非ずと「いふ」、是くの如き所言は理として証と為ること無し。

また、実我に対して愛は決して転起しないと考えられること、すなわち、

この場合、非我のものを実我と信解することから愛が生起するけれども、実我そのものに対しては「愛が」生起しない、というこ（の考え）にはいかなる道理があるのか（否ない）。

若し汝が、我に於いては我愛を生ぜず、と言はば、此の言は何の道理に應ぜんや。

謂はく、無我に於いて我有りと信ずるに由りて、我愛を起こし、實我に於いては我愛を起こさず、といふ「言は何の道理に應ぜん」や。

## 第四節 結、総じてブドガラ説の過失を示す

一五六下<sup>22</sup>

六左<sup>7</sup> 四七二<sup>11</sup> 三〇八上<sup>22</sup>

故に、彼れは仏の眞の聖教の中に於いて、因縁（根拠）有ること無きに「忽然として横計して我」見の瘡疱（そうほう）を起こす。

是くの如き「見の瘡疱」は、一類の、不可説の補特伽羅有り、と執することと、復た有る一類の、一切の法体を総じて撥「無」して「一切の法体は」皆な非有なり「、と執すること」となり。

それゆえ、或る人たち（犢子部）に於けるブドガラに執することや、或る人たち（中觀派）に於ける一切のものが存在しないと執すること、これは、こ（の仏教）の聖教において生じた見の腫れ物である。

是の故に、「有る諸人は」如來の正法の中に於いて、因縁（根拠）無きに、「横計して」見の瘡疱を起こす。

謂はく、有る諸人は無我を撥「無」して、有我の執を起こし、復た有る諸人は有を撥「無」して、一切は無なり、と執す、是れ（見の瘡疱）なり。